

炭礦鑛夫労働契約序論

菊池, 勇夫
九州帝国大学法文学部教授

<https://doi.org/10.15017/14536>

出版情報 : 法政研究. 1 (1), pp. 1-105, 1931-03-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

炭礦鑛夫労働契約序論 ＊

菊池勇夫

第一章 現時に於ける炭礦労働問題

第一節 國際問題としての炭礦労働

第二節 わが國に於ける炭礦労働問題

第二章 炭礦労働關係の諸要素

第一節 労働契約關係の特質

第二節 石炭鑛業

一 石炭

炭礦鑛夫労働契約序論

(第一卷第一號)

F

一

二 石炭礦業及び鑛業權者

第三節 炭礦勞働

一 鑛夫

二 坑内勞働狀態 (以上本號)

第三章 石炭鑛業の發展と勞働狀態の變遷

第一節 明治維新前に於ける石炭の採掘

第二節 明治維新後に於ける斯業の發展

第四章 炭礦勞働關係法規の發達

第五章 炭礦合理化の勞働契約に及ぼす影響

※北九州は黒ダイヤの土地と呼ばれる。その地方の學都を研究の本據としてから、私は漸く五學期を過ごさうとして居る。はじめは環境に對する興味もあり、資料蒐集の便宜をも考慮して炭坑労働契約の研究に心を向けた。しかし、今日ではむしろ折々接する問題に刺戟される結果、勉めて炭坑労働事情に精通すべき義務を痛切に感じる。それで最近、同じく九州帝國大學の工學部教授永積純次郎先生より採鑛技術その他に關する疑問に就て御指教を仰ぐこととし、研究の着手を決心した。たゞへるならばホーリングを了へて掘さくを開始したわけである。而してこの序論は施業案とも云ふべき一應の見透しに過ぎないものである。

この論文執筆に際し、手元に置いて參考し得た主なる文献は次の如くである。

炭礦誌一般に就て――

- 1 農商務省鑛山局、『鑛山發達史』、明治三三年。
- 2 東京鑛山監督署、『日本鑛業誌』、明治四四年。
- 3 拓殖局、『石炭ニ關スル調査』、明治四四年。
- 4 鐵道省運輸局、『石炭』（鐵道主要貨物に關する調査第一篇）、大正一二年、（瀧本、向井、編）、『日本産業資料大系』、第四卷、所收。

炭礦鑛夫労働契約序論

（第一卷第一號）

F

三

- 5 農商務省鑛山局、『本邦鑛業ノ趨勢』、(但明治四五、大正元年度以降のみ)。
 - 6 全上、『鑛夫調査概要』、大正二年。
 - 7 内務省社會局、『鑛業勞働事情ニ關スル調査』、(未定稿)、昭和三年。
 - 8 高野江基太郎、『筑豊炭礦誌』、附三池炭礦誌』、明治三十一年。
 - 9 全上、『日本炭礦誌』、明治四十一年。
 - 10 全上、『増訂再版、日本炭礦誌』、明治四十四年。
 - 11 北海道石炭鑛業會、『改訂増補、北海道鑛業誌』、昭和三年。
 - 12 吉村萬治、『石炭』、(日本評論社版、「現代産業叢書」、第一卷、所收)、昭和三年。
 - 13 高橋龜吉、『明治大正産業發達史』、昭和四年。
 - 14 全國經濟調査機關聯合會、『日本經濟の最近十年』、昭和六年。
- 鑛業法規に就て――
- 15 幸豹三編、『現行日本坑法類纂』、明治一七年。
 - 16 和田維四郎、『坑法論』、明治二三年。
 - 17 農商務省、『鑛業條例制定ノ理由』、明治二五年。

- 18 水谷嘉吉、『日本鑛業法論』、大正一一年。
- 19 中村清彦、『日本鑛業法』、昭和二年。
- 20 平田慶吉、『鑛業法』、(日本評論社版、「現代法學全集」、第一八卷所收)、昭和四年。
- 21 阪本三郎、『日本鑛業法』、昭和四年。
- その他――
- 22 永積純次郎、『採鑛學』(第一卷、『通論』、第二卷、『鑛山變災』)、昭和二年。
- 23 全上、『我國に於ける炭礦技術の進歩』、『(日本鑛業會誌)別刷論文』、昭和四年。
- 24 全上、『炭坑に於ける機械使用に關する二、三の問題』、『(日本鑛業會誌)、別刷論文』、昭和二年。
- 25 全上、『炭礦ノ鑛夫』、(講義案)。
- 26 小島精一、『鑛業經濟論』、(改造社版、「經濟學全集」、第一三卷所收)、昭和六年。
- 27 全上、『日本金融資本論』、昭和四年。
- 28 有澤廣巳、阿部勇、『産業合理化』、(改造社版、「經濟學全集」、第四三卷)、昭和五年。
- 29 南滿洲鐵道株式會社、『滿洲ニ於ケル鑛山勞働者』、大正七年。
- 30 秋田鑛山専門學校、『鑛業研究資料展覽會報告』、大正一四年。

右の外隨時參考せる著書、雜誌、調査報告(特に福岡縣地方のもの)、統計書、年史、年報、年鑑、法規集の類は省略する。

次に掲記する外國文献は、特に組織的に蒐集したものでなく、本論文執筆に際し、法文學部研究室及び自分の書架より見出して、専ら石炭鑛業の知識を得る用に供したものである。

- (1) Ashton, T. S., and Sykes, J., *The Coal Industry of the Eighteenth Century*, Manchester, 1929.
- (2) Allen, G. C., *The Industrial Development of Birmingham and the Black Country, 1860—1927*, London, 1929.
- (3) Adolph, E., *Kuhkohlenbergbau, Transportwesen und Eisenbahntarifpolitik. Eine geschichtliche Betrachtung*, Berlin, 1927.
- (4) Bulman, H. F., *Coal Mining and the Coal Miner*, London, 1920.
- (5) Cole, G. D. H., *The Next Ten Years in British Social and Economic Policy*, London, 1929.
- (6) Devine, F. T., *Coal. Economic Problems of the Mining, Marketing and Consumption of Anthracite and Soft Coal in the United States*, Bloomington, Illinois, 1925.
- (7) Edwards, N., *The History of South Wales Miners*, London, 1926.
- (8) Dejussne, B., *Les Conventions d'Arras relative au Salaire des Mineurs*, Lille, 1909.

- (9) Goodrich, C., *The Miner's Freedom. A Study of the Working Life in a Changing Industry*, Boston, 1925.
- (10) Huc, O., *Die Bergarbeiter. Historische Darstellung der Bergarbeiter = Verhältnisse von der ältesten bis in die neueste Zeit*, Zweiter Band, Stuttgart, 1913.
- (11) Hutchins, *Women in Modern Industry*, London, 1915.
- (12) Lubin, I., *Miners' Wages and the Cost of Coal*, N. Y., 1924.
- (13) ———, *Coal Industry (in the Encyclopaedia of the Social Science, Vol. III.)*, N. Y., 1931.
- (14) Pinchbeck, I., *Women Workers and the Industrial Revolution. 1750—1850*, London, 1930.
- (15) Shurtek, A. T., *The Coal Industry*, London, 1924.
- (16) Simiand, F., *Le Salaire des Ouvriers des Mines de charbon en France. Contribution a la théorie économique du salaire*, Paris, 1907.
- (17) Smart, K. C., *The Economics of the Coal Industry*, London, 1930.
- (18) Storm, E., *Geschichte der deutschen Kohlenwirtschaft. von 1913—1926*, Berlin, 1927.
- (19) Suffer, A. E., *The Coal Miners' Struggle for Industrial Status. A Study of the Evolution of Organized Relations and Industrial Principles in the Coal Industry*, N. Y., 1926.

なほ外國文献中、國際労働局の出版物、労働法、經濟法、鑛業法の教科書、雜誌の論文、等は省略する。

第一章 現時に於ける炭礦労働問題

第一節 國際問題としての炭礦労働

本年の第十五回國際労働總會には、昨年總會以來持越の「炭坑に於ける労働時間」に關する議題が上程される事になつて居る。⁽¹⁾ この問題が國際労働總會の議題として取り上げられた經過はやゝ特殊なものであつた。⁽²⁾ 一九二九年九月の第十回國際聯盟總會に於てイギリス代表として出席した商務院總裁 Graham は炭鑛業に於ける危機の問題を提起した。彼は、その年の五月の總選舉に於て、かつて一九二六年保守黨政府によつて改悪されたる坑内労働八時間制の炭坑法を、七時間制に改正すべき公約の下に勝利を得た労働黨内閣の代表であつた。それで聯盟總會は、國際労働局の理事會に對して、一九三〇年の労働總會の議題中に炭坑に於ける労働時間、賃金及びその他の労働條件に關するすべての問題を含ませることを要求し、これを具體化する爲にヨーロッパ炭國の代表を以て構成する準備的技術會議 (Preparatory Technical Conference) を開催すべきことを促がした。⁽⁴⁾

1 『炭礦労働時間に關する質問書』(「世界の労働」)、第八卷第一號、參照。

2 “The Fourteenth Session of the International Labour Conference”, (International Labour Review, Vol. XXII, No. 3.) p. 277.

3 労働党内閣は組閣後最初の議會に於ける開院式の勅語奉答文中に於ても新炭坑法制定に言及した。

4 International Labour Conference (XIV Session), “Hours of Work in Coal-Mines (Report III)”, pp.5—6.

右の如き決議の生れたことに關しては既に以前から引續いた經濟的及び社會的根據が存在した。すなはち、國際労働機關はほとんど五ヶ年に亘り、はじめは非公式に後には公式に、石炭危機とその可能なる解決策の社會的⁽⁵⁾局面とを注意して居たのである。事の起りは一九二五年四月の鑛夫國際聯合 (Miner's International Federation) に於ける決議に迄遡ぼる。

『聯合は……』

かゝる經濟的困難は、大部分、國際石炭市場に於ける競争と商業對抗の状態より起る事實をみて、

又主要産炭國に現に行なはれて居る労働條件の間の相違が右の競争と商業對抗の状態を更に尖鋭ならしむる事實を見て、

鑛夫の労働條件を國際的規模に於て標準化する爲の努力を希望すべきことを決議す。⁽⁶⁾』

翌五月には、第七回國際労働總會に於て、ベルギー労働代表 Martens が右の決議を援用して炭坑労働事情調査に關する決議案を通過させ、同じく十月の労働局理事會が總會の決議を遂行する爲主要産炭國に於ける鑛夫の労働時間、有給休暇、賃金等に關する調査に着手すべきことを決定して新たに炭礦労働事情に關する委員會を設置した。これが更に一九二八年六月の鑛夫國際聯合年次大會に於ける決議(1)炭礦業の經濟的方面を考究する爲國際聯盟の經濟機關をして國際會議を召集せしめ鑛夫代表を之に参加せしむること、(2)坑内労働時間は坑口往復時間(Winding-time)を含み七時間に統一するのは適當であるからこの目的達成の爲國際労働局理事會をして産炭國の特別會議を召集せしむること)に促がされ、石炭問題に關する經濟的方面は聯盟理事會に於て一九二八年六月聯盟附屬の經濟委員會の調査研究に委ね、又その社會的方面は同年十月の労働局理事會に於て從來に引続き炭礦労働事情委員會に考究せしむることとし、なほ一九二九年六月にはイギリス労働黨勝利後最初の労働局理事會に於て此問題の爲の特別委員會設置を決定したのである。⁽⁷⁾

⁶ Fernand Maurette, "The Preparatory Technical Conference on Condition of Employment in Coal Mines",

(International Labour Review, Vol. XXI, No. 4.) p. 474.

cf. Mack Easham, "A Brief Survey of Coal Crisis Literature" (I. L. R. Vol. XIII. No. 5) and "The European Coal Crisis" (I. L. R. Vol. XVII. No. 2); Fernand Maurette, "An Enquiry into Working Conditions in Coal Mines" (I. L. R. Vol. XVII. No. 6).

6 F. Maurette, p. 474.

Pierre Parent, "Le Probleme du Charbon à Genève" (Revue D'Economie Politique, 44^e Année No 2.) p. 226
et suiv.

7 櫻井安右衛門、「本年の國際勞働會議と炭坑勞働時間制問題」、〔社會政策時報〕、第百十五號、七七—七八頁。

第十回聯盟總會の要求に基づく準備的技術會議は、一九三〇年一月國際勞働局理事會がヨーロッパ主要産炭國の代表者を招集してジュネーヴに開催された。⁽⁵⁾ 勞働局に於ては既に五ヶ年間蓄積した調査材料を使用した爲に會議に必要な參考文書を僅々二ヶ月間に作成することが出来たのである。⁽⁶⁾ したがつて準備會議の仕事はこれらの資料に基いて専ら來るべき國際勞働總會に提出し得る議題の形式を整へることであつた。もとより多岐に亘り利害の衝突する諸問題がさうたやすく一時に纏まる筈がないから、國際勞働局に於て豫かじめ考慮の上取敢ず議

題たらしめ得るものとして坑内労働時間制限に關する草案を參考に提示した。⁽¹⁰⁾ 會議の經過を省略し、その結果として労働局理事會に提議したのを見るならば、次の如き相異なる四方面に就き四種の處理の形式が含まれて居た。⁽¹¹⁾

- 1 炭礦に於ける雇傭の一定の一般條件(家族手當、衛生、危害豫防)に就ては、將來立法する目的を以てその研究を繼續すべきこと。
- 2 雇傭に關するその他の一般條件(有給休暇、婦人使傭、坑内労働者の最低年齢、年金に對する權利の維持、失業保險)に就ては、近き將來に於ける國際労働會議の議題として提出する目的を以てその研究を繼續すること。
- 3 賃金に就ては一九三一年の國際労働總會へ提出する爲、充分なる報告書を準備すべきこと。
- 4 労働時間に就ては、條約案として採擇可能なる見込にて一九三〇年六月に開催さるゝ總會議の議題に提出すべきこと。⁽¹²⁾

8 準備會議の權限は純然たる諮問的職分のものご嚴格に規定された。出席の招請は、オーストリア、ベルギー、チエッコスロヴァキア、フランス、ドイツ、イギリス、オランダ、ポーランド、及びスペインの九ヶ國の政府、雇傭者、労働者の代表になされた。

9 國際勞働局から準備會議の代表者に配布された資料は次の如くである。

- (1) A Preliminary Note on the historical circumstances leading up to the convening of the Conference and on its character (P. T. C. Coal 1); (2) A memorandum on Hours of Work in coal mines (P. T. C. Coal 2); (3) a memorandum on Wages (P. T. C. Coal 3); (4) The results of an enquiry into Wages and Hours of Work in the Coal-Mining Industry in 1927 (P. T. C. Coal 4) (Reprinted from I. L. R., Vol. XX Nos. 4 and 6); (5) A memorandum on the Main Condition of Employment other than Hours and Wages (P. T. C. Coal 5); (6) Five memoranda on Methods of Wage Fixing in Coal Mines in Belgium, France, Germany, Great Britain, and Poland (P. T. C. Coal 6).

10 F. Maurette, p. 483.

11 *ibid.*, p. 482—483.

12 唯一の當面の問題となつた坑内勞働時間に関しては、準備會議に於て極めてデリケートな議論がなされた。詳細は Maurette の前掲論文四八三頁以下参照。又、櫻井、前掲七九頁以下。

かくて、準備會議のサジェストを容れた國際勞働局は、實際上關係諸國が準備會議に討議したことではあり、

且時日も切迫して居るため、炭坑労働時間の問題を従來の例に反し、質問書發送の手續を省略して直ちに議題とした。總會に於てはこの略式な提案の上程を豫かじめ決定した上、直ちに二十ヶ國(大部分ヨーロッパ)を代表する四十八名の委員より成る特別委員會へ付託した。⁽¹³⁾委員會は會合を重ねることを十九回、その間雇傭者團は不満を表して全部脱退し、政府及び労働の代表委員のみで一箇の條約草案とこれに關聯する數箇の決議とを議了の上總會へ報告した。條約草案の主なる規定の要領は次の如くである。⁽¹⁴⁾

1 適用範圍としては、雇傭者の如何を問はず、かつ使傭さるゝ労働の種類は何たるにかゝはらず、およそ炭礦の地下に働くすべての者に及ぶ。但し平常筋肉労働をなさずに監督又は管理に従事する者を含まぬ。

2 炭礦の種類としては、ドイツの特殊事情に基づく要求を容れて、褐炭礦を除外し、これに關しては一九三一年の總會に別箇の條約案を提出する。⁽¹⁵⁾

3 労働時間の定義を、労働者が坑内に費やす時間、云ひ換へるならば労働者が下降の爲にケージに入る時から、上昇してこれを出る時迄の間、又、横坑の場合に於ても右に該當する時間とし、労働時間中には作業時間と休憩時とを含む。

4 時間制限に就ては、労働者側が七時間、雇傭者側は八時間を主張した結果、一日七時間四十五分で折合ひ

但し條約案效力發生後遅くも三ヶ年以内に更に時間短縮を協議する。

5 衆團入坑に關しては、労働時間を、交替班又は衆團の入坑開始より、出坑開始迄の時間を以てする大陸式を正規と認め、但しイギリスに關しては從來の慣習たる入坑終了より出坑開始迄の時間より前後の捲揚時間(Winding-time)を控除したものを經過的に認める。

6 この條約案は非ヨーロッパ諸國を除外するものではないが、專ばらヨーロッパ的問題であり、討議もその基礎に於て行はれたのであるから、條約の批准は一般に公開されてもヨーロッパの七大産炭國（ベルギー、チェコスロヴァキア、フランス、ドイツ、イギリス、オランダ、ポーランド）の批准終了迄效力を發しないものと認める。

右の如き條約草案は、總會に於て第一次表決は通過したが、起草委員會を経た後の最終表決に三分の二の多數を得られず（七〇票對四〇票）、結局ドイツ政府代表の次期總會に再提出すべしとの動議が承認された。⁽¹⁶⁾ なほ總會は委員會から報告されたワシントン時間制條約を坑外労働者に適用する件、⁽¹⁷⁾ 石炭産出國間に經濟的協定を結ぶ件、一九三一年の總會に褐炭礦の時間制問題を議題とする件、⁽¹⁸⁾ 條約に規定されたるよりも進歩せる労働條件はこれを維持すべき件（但し條約不成立により無内容となる）の四決議を採擇した。

13 四十八名の委員は、政府、雇傭者、勞働者の各代表團(顧問を含む)から十六名宛選出されたものである。議長にはドイツの前勞働大臣 *Barns* 副議長にはイギリス鑛業協會の書記長 *Lee* (雇傭者側)及びベルギー鑛夫聯合の會長 *Dejardin* (勞働者側)の二名、報告者としてはイギリス商務院鑛山局長官 *Shinwell* が選任された。

14 “The Fourteenth Session of the I. L. C.” (I. L. R. Vol. XXII. No. 3.) pp. 278—280.

15 今回の質問書は適用炭礦に就き次の如く記してゐる。前掲、「世界の勞働」の譯文に據る。

「◎右の規制(條約案を指す、菊池)は一切の炭礦に適用せらるべきものと考へらるゝや。然りとせば、「炭礦」とは單獨に又は他の鑛物と共に固形の礦物性燃料を採取する一切の鑛山を意味するものと考へらるゝや。

然らずとせば、如何なる定義を提議せらるゝや。

◎一切の炭礦に對し規制を適用するとせば、右の規制は單一の條約案に依り設けらるべきや、又は褐炭礦は之を特殊條約案中に取扱ふべきものと考へらるゝや。

(イ) 褐炭礦を他の炭礦と區別すべきものと考へらるゝとせば、之が爲如何なる基準を提議せらるゝや。

(ロ) 規制は一切の褐炭礦(地下、混合、露天)を含むべきものと考へらるゝや、又は右の内若干を含むべきものと考へらるゝや。」

16 國際勞働總會の議事規則によれば、條約案採擇の最終投票には、三分の二以上の得票を要し、若し最終投票に於

て採擇せられない場合は原條約案を勧告に變更する爲起草委員會へ返附すべきか否かを投票に問ふことゝなつて居る。たゞドイツ政府代表が勸議を出したので、先づ勸告に變更する爲起草委員會へ返附する手續は滿場一致で否決され、次いで次會提出の件が一〇五票對二二票で通過した。

17 今回の質問書中には坑外労働者に關して次の如き項目が出て居る。

◎規制は原則として坑外労働者たるも坑内労働者たるものに拘らず全體の労働者に適用せらるべきものと考へらるゝや。

◎規制を坑外労働者に及ぼすべしとせば、ワシントン條約の規制と異りたるものを必要とすと考へらるゝや。

◎その他。(a)右の労働者を如何に定義すべしと提議せらるゝや。(b)右の労働者の労働時間を如何に定義すべきや。

(c)一日最長限を如何程と提議せらるゝや。(d)日曜日及び公の休日における労働者の傭使を禁止する一般原則を規定する場合、坑外労働者にも例外規定を設くべきや、等。

18 質問書は此決議に關して次の如く記して居る。「第十四回總會は褐炭礦労働時間問題を次回の總會の議題に決定したるを以て二個の議題並立するかに考へらるゝも、右條約案否決の結果褐炭礦労働時間は別個の議題として成立せずして、『炭礦労働時間』のみ第十五回總會の議題となる。(褐炭坑をもその内に含む)」。尙ほ、前註三を參照。

炭礦労働の國際的規制に對する要望は、既にわれらの見たやうに石炭鑛業の經濟的困難に供なつて現はれた。すなはち石炭危機の經濟的局面が、炭礦労働の社會的局面へ反映したものであつた。一九二九年に於ける國際聯盟の經濟委員會に出席した雇傭者側専門家委員も、討議の間に、石炭企業家間の經濟的協定は先づ第一に炭價に關する協定であるべきだが、かゝる協定は各企業に於ける炭礦労働條件の不變更を前提としなくては、永續し難いことを諒解するに至つた。なぜならば、生産費の四五乃至七六パーセントを勞賃に振り向ける石炭鑛業に於ては、若し何等か豫期せざる且急激な變化が雇傭條件に現はれた場合直ちに生産の全要素に變更を來して協定を危殆ならしめ、遂にはその破裂に及ぶからである。かくて、彼等はすべてを考察した揚句、労働條件の國際的規制の存する方が好都合であり、しかもそれは價格協定の以後ではなく、必ずその以前に行はねばならぬと云ふ結論に到達した。⁽¹⁰⁾これを前に掲げた一九二五年四月の鑛夫國際聯合のブラツセル決議と對照せよ。勞資の完全なる一致！炭礦労働に關する國際條約は恰かもその成立を約束せられ、その前途を祝福せられて居たものゝやうである。果してさうであつたか？

19 F. Manette, pp. 474—475.

國際石炭協定を妨たげる障害には極めて根深いものがある。ヴァルガの年報はかつて之を列舉して(イ)最重要諸國に於ける潜在的過剰生産、(ロ)石炭關稅の一般的缺如、(このことは主要競争者連をして、彼等の領域に於て互に侵入し合ふことを可能ならしめる)。(ハ)イギリスに於ける國內獨占の缺如、の三とした。(30)右のうち(イ)は不可避的傾向であつて、たとへ國際石炭カルテルの成立した曉に於ても、「カルテルは、價格の引下げに依つて資本家の利潤を保證するであらうが、一方加熱技術の改良、石油使用の擴大、水力の利用等に依つて生ずる石炭使用の減少は、新しい鋭い打撃を與へるだらう。僅かに資本主義的世界經濟の一般的大飛躍のみが危機を防止し得るが——その見透しは全然存在してゐない。(21)」又、(ロ)に就ては、各國の石炭消費産業によつて保護關稅の設定が反對される許りでなく、假に關稅障壁を設け得るとしても世界市場に於ける價格鬭争はダンピングによつて益々尖鋭化するだけであつて、それ自體何等の解決策とならない。最後に(ハ)は世界市場の角逐者たる英獨間にカルテルを成立せしむる前提條件であるが、既に久しい間兩國間に行はれた熱狂的價格鬭争によつて、至難とされたイギリス國內獨占も徐々に氣運を醸成され、最近つひに労働黨政府は國家的強制カルテル網を實施する迄になつた。(26)この點に唯一の希望がつかれて居ることは、去る一九三〇年十二月八、九日ベルリンに會合せる、鑛夫國際聯合の執行委員會がなした決議によつても窺ひ得られる。すなはち、「この決議は先づ國際聯盟の

石炭問題解決の努力がこれまでの所成果なかりしことを遺憾とし、しかもその間にも困難は益々尖鋭となつたとて、國際聯盟が更に解決の爲働くべきことを繰返し懇請したる後、次の如く述べて居る。⁽²⁷⁾

「一方、本委員會の聽く所によると、英國勞働黨政府は經濟的性質の國際協定に到達する能否を吟味するが爲、わけても歐洲の一切の石炭市場に於ける混亂と紛争との源たる不當廉賣と投賣とを防止する目的にて價格を一定するが爲、産炭諸國の協議會を招集せんとして居る由である。

もしこの協議會が開かれる場合には、本委員會は當面の諸問題の實際的解決を得る目的を以て諸國の政府、雇傭主、及び勞働者が之に代表せらるゝことを希望する。」

しかしながら、右の希望の前途には、勞働黨政府自身のイギリス政界に於ける運命の如く、暗影が横たはつて居る。⁽²⁸⁾ かゝる經濟的局面は又、社會的局面に對應する。すなはち、來るべき第十五回國際勞働總會に提出さるゝ炭礦勞働時間制條約案は、勞働黨政府の努力が功を奏して成立することを期待されるであらう。⁽²⁹⁾ だが假に成立したとしても、その條約案の勞働階級にもたらす効果は、恰かもイギリスに於ける新炭鑛法(七時間半勞働制)と同様である。一九三〇年十二月一日に新炭鑛法の實施されて以來のイギリスに於て、勞働時間の融通 (spread over) の問題と賃金減額の問題とを中心に、勞資間の抗争はいさゝかも緩和されて居らないのである。⁽³⁰⁾ かくて

前掲のベルリン決議の最後の二節は、むしろ決議者の協調的努力の徒勞を暴露するやうな餘韻を傳へる——

『また、萬國の礦夫に對して、その生活狀態の上に加へられつゝある攻撃に抵抗する目的を以てこれ迄よりも一層鞏固に團結すべきことを要請するものである。』⁽³¹⁾

20 『世界經濟年報』、第四輯、三五七頁。

21 全上、第一輯、二二二頁。

「石炭の販賣危機は三つの主要なモメントに立脚する。

(a) 一單位のエネルギーを作るに要する石炭量が、燃焼技術の改良の結果、今日では以前より減少した。

(b) 必要なるエネルギーの一部分は石炭の代りに石油及び水力から得られる。

(c) 今日ば總ての國が自給自足の努力をなしつゝある。又商品輸入を成るべく縮小せんと努力してゐる。このために、これまで石炭を輸入してゐた國々の全部で、自己の石炭採掘が組織され、ために石炭輸出は大打撃を蒙つた。』 全、二一二頁。なほ右に關して、第四輯、三五七—八頁。

22 「國際カルテル形成の觀點からは次の表が示すやうに、二つの國のみが眞劍に問題となるに過ぎない。

一九二七年の石炭輸出

| 生産 | 輸出超過※ | 生産に對する輸出の百分率 |
|-------|-------------|--------------|
| 大ブリテン | 二六三・五(百萬トン) | 二六 |
| ドイツ | 一五三・六 | 二二 |
| 合衆國 | 五四五・〇 | 三・三 |
| ポーランド | 三七・八 | 二七 |

※ 輸出から輸入を差引く。 ※※ 汽船炭庫用石炭を加算す。

合衆國では、輸出は全生産に比して、大きな役割を演じてゐない。合衆國の石炭はたゞカナダに於てのみ競争能力を持つに過ぎないのであつて、従つてその石炭輸出の大部分はカナダに向つてゐる。故に世界市場に於ては三つの國だけが競争者として相對立してゐるに過ぎない。『世界經濟年報』、第四輯、三五九頁。vgl. B. Passmann, Der deutsche und der englische Steinkohlenbergbau in Hinblick auf das englische Berggesetz von 1920 (Internationale Bergwirtschaft und Bergtechnik, 15 Januar 1931).

23 『世界經濟年報』、第三輯、一〇〇頁。

24 全上、第二輯、四〇〇頁以下。第三輯、九八頁以下。

25 全上、第三輯、一〇二頁以下。

cf. R. C. Smart, "The Economics of the Coal Industry," 1930, p. 7—.

26 小島精一、『礦業經濟論』（改造社版「經濟學全集」第十三卷所收）、三四三—三四五頁。

27 『鑛夫國際聯合の執行委員會』、『世界の勞働』、第八卷、第三號、五一頁。

28 國際協定成立に對し、全然實際政治の領域外に在ると云ふ徹底悲觀論に就ては、cf. Isador Lubin, "Coal Industry," (The Encyclopedia of the Social Science, Vol. 3, 1931, pp. 599—600)

29 一九三〇年十一月十九日附、タイムズ紙は主要次の如き聲明を發表した。「鑛山局長官シンウエル氏は昨日、ツツラー氏以下数名の下僚を随伴せるドイツ勞働大臣ステーゲルワルト氏と會見した。鑛山局當局の言によれば、討議の内容は明年六月ジュネーヴに於て國際勞働總會が炭礦坑内勞働者の勞働時間に付國際條約の制定を再び考慮する場合に當り起ることあるべき各般の問題に就てあつた。その結果、兩相は相互の見解に就て諒解することを得た。國際炭業問題の經濟的方面に就ても非公式の討論が行はれた。ステーゲルワルト氏はシンウエル氏の提言をドイツ政府に傳へることに同意した。「世界の勞働」、第八卷、第一號、扉頁。（但、譯語や文字を便宜變更した——菊池）。

30 『英國炭業界の情勢』、『世界の勞働』、第八卷、第三號、三四—三六頁。

炭礦鑛夫勞働契約序論

（第一卷第一號）

F

二三

なほ、イギリス炭礦業に於ける資本攻勢の狀況に就ては『世界經濟年報』、第九輯、一六九—一七〇頁参照。

31 『礦夫國際聯合の執行委員會』、(『世界の労働』、第八卷、第一號、五一頁)。

第二節 わが國に於ける炭礦労働問題

わが國の石炭は、世界市場の競争から全然離隔して居る。それには産炭量の少ないことが何よりの原因であるが、更に地理的偏在も亦重要な理由となつて居る。⁽¹⁾したがつて、わが國の炭礦業は石炭危機によつて何等直接に影響されることなく、わが國の炭礦労働者も亦國際的労働條件齊一化の運動から一應は孤立した状態に在る。⁽²⁾ゆえにこの限りに於ては、わが國に於ける炭礦労働は世界の動きの外にあるが如くに見える。

一、わが國の産炭量の世界的地位は、次表に現はれて居るやうに第六位であつて、ヨーロッパのポーランドに次ぐ。

世界主要國石炭産出高 (一九一三年及び一九二七年)

單位百萬トン

| 國 | 名 | 一九一三 | 一九二七 | 備考 |
|--------|----|------|------|----|
| 北アメリカ洲 | | | | |
| カナダ | 石炭 | 一三・六 | 一二・三 | |
| | 褐炭 | | 三・五 | |

| 合衆國 | その他の諸國 | 南アメリカ洲 | ヨーロッパ | オーストリア | チエコスロヴァキア | ベルギー | フランス | ドイツ | ザール地方 | ハンガリー | オランダ | ポーランド | ロシア | スペイン |
|--------------------|----------------|--------|------------------------|-------------------|-----------|------|----------------|-----|-------|-------|------|-------------------|-------------------------|------|
| 無煙炭 瀝青炭及褐炭 | | | | 褐石炭 | 褐石炭 | 褐石炭 | 褐石炭 | 褐石炭 | 褐石炭 | 褐石炭 | 褐石炭 | 褐石炭 | 褐石炭 | 褐石炭 |
| 八三〇 | 四三四 | 一〇六 | 一六五 | 二七四 | 二二八 | 四〇一 | 一九〇 | 八七二 | 一〇三 | 九〇〇 | 一九 | 三三八 | 三三三 | 四三〇 |
| 七二七 | 四六九 | 二〇一 | 〇二 | 三〇一 | 一九〇 | 五二八 | 一五三 | 一五〇 | 一三六 | 〇八 | 九二 | 三八一 | 二五九 | 〇六六 |
| 戦前は總鑛産額中に含まれて居る爲不明 | 戦前はブラジルとコロンビア。 | | 戦前に於てボスニア、ヘルツェゴビナを含まず。 | 戦前は一國として分離して居らない。 | | | 戦前には分離した數字がない。 | | | | | 戦前には一國として分離して居ない。 | 戦後は九月三十日を以て年度末とした數字である。 | |

| | | | |
|----------|--------|--------|---------------------|
| イギリス | 二九二・〇 | 二五五・三 | 戦後の数字は、總額中には含まれて居る。 |
| その他の諸國 | 二・〇 | 一一・四 | |
| アジア洲 | | | 戦後の数字は、總額中には含まれて居る。 |
| 支那 | 一三・八 | — | |
| 英領印度 | 一六・五 | 二二・四 | |
| 日本 (臺灣) | 二一・六 | 三五・六 | |
| その他の諸國 | 三・六 | 一〇・一 | |
| アフリカ洲 | | | |
| 南ローデシア | 〇・二 | 〇・九 | |
| 南アフリカ聯邦 | 八・〇 | 一二・六 | |
| その他の諸國 | | 〇・五 | |
| オセアニア洲 | | | |
| オーストラリア | 一二・六 | 一五・二 | 戦後の数字は、總額中には含まれて居る。 |
| ニュージラランド | 一・九 | 一一・三 | |
| その他の諸國 | 〇・七 | — | |
| 計 | 一三四二・三 | 一四七三・〇 | |

(United States. Bureau of Mines, Coal for 1929 and 1927.)

『炭礦勞働時間に關する質問書』に於ても來るべき第十五回國際勞働總會の議題は、「その發端よりして實質的

には歐洲の問題と認められ、るものとして取扱はれ來つたことに對して特に諸國政府の注意を喚起したい」と

記して居る。

しかしながら、わが國の石炭が世界市場から離隔して居ることは決して世界經濟の趨勢に對して無關係たることを意味しない。すなはち世界的石炭危機の根本原因として擧げられる(イ)消費の減少(燃焼技術の改良による節約、石油及び水力電氣等の代用燃料の増加)⁽⁴⁾と(ロ)生産の發展(後進諸國の開發、炭礦技術の進歩)⁽⁵⁾とは等しくわが國の石炭界を支配して居る。しかも、「世界の總輸出の著しい減少」に石炭危機の鍵があり、「石炭輸出の國內消費への割合の大きさ如何に従つて、危機は國々を襲つてゐる」⁽⁷⁾ものとすれば、わが國の如く、生産能力は發展しつゝあるにも拘らず、その販賣市場の競争に於て防禦に變じ、かつては輸出國たりし地位から輸入超過に轉じた場合に於ける打撃も亦甚だしいと云はねばならぬ⁽⁸⁾。殊に最近世界的恐慌の渦中に巻きこまれて以來販賣危機は更に増大し限産に次ぐに限産を以てして僅かに凌ぎをつける状態にある⁽⁹⁾。この經濟的困難に面して炭礦業者の取る打開策はやはり世界的常道に求められる。それは第一に販賣協定、第二に生産費切下(↓勞賃減額)に外ならない。これをヨーロッパの問題として見るならば、第一の途は迂迴しつゝ、第二の途は直接に、勞働條件の

國際的齊一化への社會的大道へ合して居る。だが、アジアに於てはその大道が見失なはれて居る。しかして、ヨーロッパ的(或ひは世界的)運動を支配するものはイギリス最大最強の組織たる大ブリテン鑛夫聯合であるのに對して、アジア的危機の先頭に在るものは日本の勞働大衆中に於いてもとりわけ意識の低い かつ女子と少年をも含む炭坑夫の群集である。しかも前者に於ては、イギリス炭の敵國ドイツにも精銳強大な勞働組合が存在し、さらに國際聯合を通して利害を共同にするのであるが、後者に於て、日本炭を壓迫する侵入國の勞働に従事して居る者は、實に奴隸的境遇に在る支那の苦力の群集である。⁽¹⁰⁾ 約言するならば、ヨーロッパに於ける、經濟的危機
↓價格闘争を通しての協定↓社會的條件の齊一化と云ふ必然の經路は勞働組合の抵抗に遭遇して先進國を標準とする勞働條件向上の機會となり得るが、アジアに於ては、經濟的危機↓價格闘争を通しての協定の路は決して社會的條件の齊一化へ方向づけられて居ない。もし意識的に齊一化がなされるとすれば現在の如く無抵抗な未組織状態に在る限りそれはおそらく後進國の標準を考慮して行はれる勞働條件向下の機會に利用されるであらう。こゝにわが炭礦勞働問題の特殊相が見出される。

3 例へば、八幡の製鐵所に於て、合理化の實績としてあげる所によれば、製鋼の適當石炭使用量が、大正十三年度

に於て三・五八三噸から昭和三年度に於て二・四〇六噸と減じて居る。『日本經濟の最近十年』、三二五頁。

4 例へば、昭和三年四月より石炭聯合會が五分の送炭減を實行した當時の商況は、同年一、二月の溫暖な天候の故に一方に於て暖房需要を減じた上に、他方又各河川の水量豊富で火力發電を要しない事情によつて貯炭激増を來したのであつた。『朝日經濟年史』、昭和四年版、二六八頁。

5 日本炭が外國炭に壓迫される事實はこれを明瞭にして居る。殊に最大の強敵たる撫順炭は大戦直後の年産量約三百萬トンから、大正十三年には五百萬トン弱、昭和三年には年産量實に八百五十萬トンに達した。將來の擴張目標は年産千五百萬トンに在ると云ふ。小島精一、『金融資本論』、八六頁。

6 永積純次郎、『炭坑に於ける機械使用に關する二、三の問題』、五三七頁。

7 『世界經濟年報』、第一輯、六六頁。

8 「由來本邦は久しく石炭輸出超過を常態とし、大正八年當時にはその超過額一、三一一、〇〇〇圓、價額一九、一三四、〇〇〇圓を示し、その後も大正十年に至る迄、海外輸出の増大を續け輸出超過額は漸増したのであつたが、大正十一年に至つて、この形勢は一變し、輸出の減退輸入の増加によつて輸出超過額は減退に向ひ、大正十二年には輸入超過となり。翌十三年には二八七、〇〇〇圓、價額六、七七四、〇〇〇圓と言ふ新記録を示すに至つた。……これを要するにこの期は本邦石炭輸出入事情に於ける輸出超過より、輸入超過に移る形勢轉換の時機に當つたのである」。『日本經濟の最近十年』、二四二頁。

9 昭和三年四月の送炭制限率五分であつたのが、次第に増加して最近昭和五年十月の大擴張によれば、昭和六年は四年七月から五年六月に至る一ケ年間の實送高二五、六七七、八三八トンの十二分の五に對して一月より五月まで二割二分減、同十二分の七に對して六月から十二月まで二割減となつて居る。これに基づく送炭制限の結果は、六年度送炭高二、三二八、二九一トンとなり、大正十年に送炭調節開始以來の最低を示すと云ふ。『日本經濟年報』第三輯、一九八頁。

10 石炭輸入國別數量比較 (單位、一、〇〇〇噸)

| 國名 | 大正八年 | 大正十三年 | 昭和三年 |
|------|------|-------|-------|
| 支那 | 四六七 | 五七七 | 五三七 |
| 關東州 | 一二五 | 一、一三九 | 一、七五九 |
| 佛領印度 | 一〇八 | 一九二 | 三七七 |
| 其他 | 五 | 一〇四 | 一〇七 |
| 計 | 七〇五 | 二、〇二二 | 二、七七九 |

『本邦鑛業の趨勢』に據るもの。

わが炭礦業の經濟面が間接ながら國際的趨勢の影響下にあるやうに、その社會面も亦結局に於て國際的標準の適用を免がれない。これを少くとも二つの素線によつて辿ることが出来る。その一つは鑛夫の事實上の生活向上に基づく實質賃金維持の要求である。歐洲大戰以後に於けるわが産業の一般的躍進は、勞働者にとつては生活欲望向上の機會であつた。しかしして戦時より戦後にかけて發達した勞働運動は、その目標を國際的水準に向けながら、國內的には各産業部門の勞働者に勞働條件齊一化の要求を培養した。この要求は、近代工業としての機械化の程度少なく、又雇傭に封建的遺習の殘存した坑内勞働者にとつては一般に意識的結成の力となる迄に成長し得なかつたが、少くとも日常生活の程度が高まり、内容を豊富にしたことに於ては同様であつた。こゝに勞働條件の改善を促がして居る社會的根據が認められる。その二は日本政府の國際政法に於ける地位に伴なひ體面維持の爲餘儀なくされる社會立法制定である。⁽¹¹⁾すなはち、日本の勞働運動を國際的聯合から孤立させることは容易に成功して居る政府も、幾多の曲折を盡した揚句國際勞働會議へつひに組織勞働者の代表を出席せしめざるを得なかつた。又、國際勞働會議に於て最も保守的態度を採り、種々なる特殊事實を陳辯して例外規定を挿入し得たとしても、結局國際條約案として成立する限り國內的に一定の手續を履踐すべき義務を負擔させられる。⁽¹²⁾更に條約案の大部分に對する不批准の處置をとるとしても、その間輿論を喚起することゝなり、最少限度の社會立法へ手を染

めざるを得ない狀勢となる。かくて政府は一方に勞働者の發意と參加を無視した社會立法を行なふと共に、他勞この社會立法に適應せしむる爲資本家の産業合理化を指導し援助せねばならない。⁽¹³⁾炭礦勞働に對する立法も亦この一搬の例に洩れないのであつて、昭和三年九月一日の鑛夫勞役扶助規則改正（坑内勞働十時間制、保護坑夫の坑内勞働禁止並びに深夜業禁止）の經過と、これに關する當局者の次の如き感慨によつても明瞭である。⁽¹⁴⁾

『近時炭界の不況に因り採炭切賃（請負單價）を値下する傾向に在るが、其の結果採炭夫は相當の賃金を獲得する爲に勢ひ長く勞働する傾向を増加し、延ひて炭車待合其の他の空費時間は之れに伴ふて増加し、在坑時間著しく長からんとする傾向に在る。斯の如く我國炭坑勞働者の在坑時間は不規律に長きことは我國の炭礦の自然的條件が劣惡にして優秀なる坑内設備を爲すの餘裕なきことに因由するが、亦他の方面より觀れば勞働運動の未發達が其の有力なる原因なりと思推せらる。歐洲諸國に於いて炭坑勞働者間に組合運動發達し夙に爲政者の心膽を寒からしむる罷業又は罷業の脅威が直接間接の原因と爲つて坑内勞働時間法制を促進し、又は事業主との協定に依つて勞働時間の短縮を實現して來たのである。然るに我國の現状を見るに炭坑勞働者は最も團結力なく最も組合運動が幼稚である。之は金屬山に夙に組合運動が發達し在坑八時間制が廣く行はるゝに至つたのに比するときは誠に雲泥の差ある事が看取出來る。即ち一方自然的條件の劣惡なると他方

其の労働者の無自覺とは相俟つて依然として長く我國炭礦の労働時間を徒に長時間に爲らしめ、其の改善の跡甚だ遅々たるのである。斯る場合の保護法制の任務の重大にして施行の困難なることは容易に看取し得るであらう。」

右の如き當局者の苦心を裏書するやうな状況を、「意識」の目覺めたるを以て自負する筑豊炭田の一婦人から聞くことが出来る。⁽¹⁵⁾

「元來礦山労働者は最も死亡率が多く、又危険な作業でもあるから、其上十二時間以上も坑内に這入つてゐなければならぬので、その出勤率も工場労働者と比較にならない。(しかも)坑夫の賃金は稼高に比例して與へられるのであるから固定の収入といふものがない。彼様な境遇におかれて居るから割合に坑夫達は『一日ぐらし』主義の者が多い。殊に石炭礦業の労働者は夫婦で一人前働いて居る場合が多いので夫婦の何れかゞ病氣にでもなれば二人共々休んで居る有様である。だから必然石炭礦業に婦人労働者數の多いのもうなづけるわけである。坑夫の生活は鮮人で無い限り賃金は大抵一定して居るので同じ標準の生活をして居るのだが、もし子供が多くなると迎も苦しくてやつてゆけない。だから子供も七、八歳の物心知る頃には何等かの方向で稼がせて居るのであるから、今回の如く、坑内十時間労働制になつたり、保護坑夫の入坑禁止になる

と、坑夫達は死目を見る程苦しまねばならない。私がおもし、昭和三年以前、世間的な意識でも持てゐたならば、此規則に絶対反對を叫んだであらうと、今更考へるとくやし涙が出る！そして、あの時、吾々のカシコ、小先輩達は何故反對を叫んでくれなかつたらうかと思ふとたまらなくなる』。

われらはこの婦人の意識の程度を問題にするに當つて早計であつてはならない。如何なる方法によつて動くべきかを知らない彼等も、何事の爲に起たねばならぬかをば明瞭に把握して居る。イギリス鑛夫聯合の七時間制要求(延長反對)と、筑豊炭坑婦人の十時間制反對(延長要求)とは共に同じ基礎から發して居る。たゞ前者に於ては時間短縮は賃金減額を意味しないが、後者に於ては時間短縮は當然に賃金減額を含む處に正反對の要求を生ぜしめたのである。

「此の鑛夫勞役扶助規則が改正されて以來、筑豊の勞働者、殊に婦人は規則の爲にゾクゾクビにされて居る有様であつて、彼女等はそれに對して一言も言ふ事が出来ないのである。之に對して鑛業主は言つて居る。『坑夫達の生活は全く贅澤だ、(一般の人々が食べるやうなものを食べて居るといふ意) そんな贅澤な生活をするのも賃金が充分與へられるからだ。だから今度、婦人を止めさせたら、少し位は家政も引締つて行けるかと思ふ。元來婦人と言ふものは外に出て働くのが間違つてゐるのだ。女は家に居て、家庭のキリモ

りや裁縫でもして、少し位夫の身なりをよくさせねばいけない。だから、婦人に副業を興へる前に家政の事をさせねばいけない。副業などの心配はいらぬ』と仰有つてゐる。けれど、彼等は世の中の一般の女がどふ云ふわけで女らしく、家庭的にして居る事が出来るかを御存知ないのだ。夫から養つて貰つて居る婦人ならば、夫の氣に入る様に家庭に居坐つて、家庭的にもならうが、それで食へて行けない階級の者が、日本國中に九十九%も居る事を何故か、彼等は御記憶になつて居られない。だから吾々プロレタリア婦人は言ひたいのだ。『仍し閣下達が、私共の夫に満足な賃金を支拂つて下されば、いつでも大人しい家庭的な女で居ませう』と。『一千斤入一函掘つて僅か七十錢しか呉れないでは、私共が、石に嚙りついても家庭的にしたつてできないじやありませんか!』と。』

右の言葉は又正に第一の索線にも答へて居ると云ひ得るであらう。しかしてこの「意識」と「要求」との明らかな矛盾こそは彼等の労働状態の特殊的地位を示すものである。かくの如き特殊の労働關係の成立を合法的ならしめて居る炭鑛夫労働契約に就て、その歴史的變遷を辿る處にこの論文の主たる目的がある。

- 11 政府が如何に我が國の遅れた労働條件を氣にして居るかは、國際労働會議に於ける苦しい辯明に現はれる。五大國の一であり、三大海軍國の一である手前、労働條件のみ第三流國以下であることは憚られるのである。この

間の消息は、國際労働局より『一九二七年に於ける炭礦業の賃金、労働時間』に關し實狀問合せがあつたのに對して、『労働時間に關し何等報告すべき資料を入手し得ず』と報告をして居るにもう言はれる。 cf. *Wages*

and Hours of Work in the Coal Mining Industry in 1927. III. (I. L. R. Vol. XXI. No. 1.)

12 國際労働條約(ヴェルサイユ平和條約第十三篇)第四〇五條參照。

13 『鑛業労働事情ニ關スル調査』參照。

14 木村清司、『改正鑛夫勞役扶助規則に就いて』、『法學協會雜誌』、第四六卷、第一〇號、一八一—二頁。

15 日種明子、『婦人坑夫の入坑禁止に就いて』、『女人藝術』、昭和六年一月號所載)より拔萃。

第二章 炭礦労働關係の諸要素

第一節 労働契約關係の特質※

炭礦に於ける労働關係は、社會史の段階の經過に連れて變遷して來たのであるが、今日われらの對象となる炭礦業に於けるそれは労働契約關係たること勿論である。⁽¹⁾ すなはち一切の生産が資本的生產の支配を受ける段階に至れば、一切の労働關係も亦、資本制生産に於ける特有の労働關係たる労働契約關係によつて支配的影響を受け

るのである。それ故、炭礦労働關係の實證的研究に入る前に一應労働契約關係の特質に就て述べる必要がある。

民法上の雇傭契約なる類型から區別される労働契約の概念は、形式的には「當事者の一方（労働者）が相手方（雇傭者）に自己の労働力を提供し、相手方（雇傭者）が之に對して勞賃を支拂ふことを約する契約」として取扱はれる。⁽²⁾

1 労働契約の分類に當つて鑽夫労働契約なる一種類を、主として法制上の區別に基いて、舉げることは多くの労働法教科書に見る處である。孫田秀春、『改訂労働法論』、二九七頁、Verl. Hueck Nippertey, Lehrbuch des Arbeitsrechts, S. 96; Max Lederer, Grundriss des österreichischen Sozialrechtes, S. 79—80.

2 労働契約の一般契約理論に於ける關係に就ては次の諸點を考慮すべきである。

(1) 労働契約は債權關係の原因を爲す双務契約の一類型である。しかして、契約とは二つ以上の當事者の對立的意思表示、即ち申込及承諾が合致することを要件とする法律行爲である。契約の要素たる對立的意思表示は形式的に全然平等であるが、そのことは兩表意者の意思決定の自由を前提とする。自由平等なる個人の形成する社會が豫定され、契約の自由はこの社會に於ける所謂私法的自治を支配する原則として承認されたのである。

(2) 契約の理論は十九世紀以後に於ける法律學の發達により批判を受けた。それは法律技術的には意思表示解釋の問

題として取扱はれ、立法政策的には契約自由制限の問題として行なはれた。前者は意思主義より表示主義への轉換として、後者は所有權に於ける社會的機能の認識に基づく權利行使の相對的制限として現はれて居る。

(3) 法律學が契約理論の補正を餘儀なくされたのは、資本主義の發展に供なふ社會的變動に因るのである。かゝる社會的變動は、資本の集中化、資本對労働の關係、労働の組織化等の諸方面の相互的發展に影響されて生じた。而してその樞軸をなす資本對労働の關係は賃金労働の關係である。

(4) 労働契約は賃金労働關係を成立せしむる契約である。資本は労働契約によつて利潤増殖の源たる労働力使用の合法性を獲得する。したがつて労働者の實力の發展も亦直ちに労働契約の内容(雇傭條件乃至労働條件)の變化となつて反映する。この意味に於て労働契約の概念は契約理論の補正によつて得られたものでなく、むしろ契約理論の補正者として現はれたものである。

労働契約關係の特質としては次の諸點を注意せねばならない。

(一) 労働契約關係は、資本制生産において資本と労働とを結合せしむる契約關係である。

労働契約は資本制生産の下にのみ存在する契約である。すなはち、資本制生産の物質的基礎の上に、資本家的精神によつて締結せられるものであつて、資本の概念が歴史的意義を有するやうに労働契約の概念も亦歴史的所

産である。

資本と労働との結合は契約の形式を以て行はれ、資本と労働との交換の如き現象を呈するが、その實相に於ては資本による、労働力の購入がなされ、これによつて資本は自己の爲に多數の労働力を生産的に組織するのである。

資本と労働との結合が法律上の契約の形式によらずして、事實上存在する場合もあるが、この場合と雖もその労働關係は、資本制生産の支配下にある限り、労働契約關係の影響を受ける。すなはち、法律的には契約に特有な規定を適用せられないが、労働力の使用に關する保護規定の如きは適用せらるべきである。

(二) 労働契約關係に於ける一方の當事者は、自由なる労働者であつて、相手方に自己の労働力を提供するものである。

自由なる労働者とは自己の人格の自由を有する者の意味であつて、具體的には人格に包含せらるゝ労働力を自己の所有として處分し得る者である。

彼等は自己の労働力を商品として提供し、かつ又商品として提供せざるを得ない者である、すなはち自己及びその系累の生活に必要な資源を得る爲には他人の爲の労働(職業)に従事して報酬を得ねばならない者である。

したがつて、彼等は自己の所有する唯一の商品たる勞働力を取引する勞働市場に於て、實際上契約締結の自由を持たず、賣り控えが出来ない。かくて相手方を選択する自由は空しい言葉に過ぎないのである。故に彼等がもし資本家と對等の取引をしようと欲すれば彼等相互の協力により、すなはち團結によつて獨占價格を維持せざるを得ないものである。

(三) 勞働契約關係に於ては、生産的勞働の給付が目的となつて居る。

資本制生産に於ける生産的勞働には特殊の性質がある。先づ一面に於て、生産的勞働と稱せられるものは、生産的勞働に關する本來的概念(勞働行程に於て、その終局たる生産物の立場から逆に人類の勞働を評價したもの)によれば著しくその範圍を擴大して居る。すなはち、勞働組織に於ける協業の發達せる結果、社會的總勞働を全體として見た場合にのみ本來的概念の適用があるのであつて、總勞働を個別的に見た各分子は勞働行程の分化せる機能を充すだけの全然部分的勞働に外ならない。而して又他面に於ては、本來的概念よりも著しくその性質が限定されたものになつて居る。すなはち、直接又は間接に資本の自己増殖に奉仕するものゝみが、云ひ換へるならば餘剩價值を生産するものゝみが生産的勞働と呼ばれるのである。したがつて又、生産的勞働たる限り、勞働の性質に高級のもの、下級のものと云ふ差別が存しない。

なほ又生産的労働をその本來的概念に於て明瞭にすることは社會的生產にたゞさはる總労働者に全一體としての組織を意識せしむる結果となり、生産機關(労働要具と労働對象)の社會化、労働力の社會的保護に對する要求を生ずるわけである。

(四) 労働契約關係に於ける他方の當事者は、賃金を支拂ふ資本家である。

賃労働關係に於ては労働力の價值及び價格を賃賃なる形態を以て表はし、これを恰かも労働そのものゝ價值及び價格の如く作用させることによつて、労働契約の履行中に無償労働の存在する現實關係を隱蔽する。この點こそは資本制生産の特徴としての賃労働の有する歴史的意義である。

右の如く賃賃は事實上労働の對價として支拂はれるものであつて、労働力の價值は他のすべての商品の價值と同様に流通に入る以前に決定されて居る(實質賃金の意義、したがつて又最低賃金制度の基礎)。しかるに賃賃は表面上給付された労働の對價の如く現はれるのであるから、労働力の使用價值、即ち資本家の目的とする生産的労働が實現された後に支拂はれる所謂賃金後拂の原則を生ずる。

資本家は個人でもなほ獨占者たる地位を有するが、今日の如く企業集中の結果會社形態を以て現はれるやうになればさらにその獨占的威力を強大にする。かくて彼等の定める賃金は多數の労働者に一樣の率を以て押しつけ

られるのであつて、これに對抗して賃金闘争をなす労働者は必然的に結成して團體行動をとる結果となる(賃率協約)。

(五) 労働契約關係に於ては、資本家に對する労働者の從屬を生ぜしめる。

資本制生産方法は、資本に對する労働の形式的從屬を基礎として原生的に生起し、かつ發展する。すなはち絶對的餘剩價値を生産せしめる限りに於ては、從來自分自身の爲若くはツンフト親方のために働いて居た者を賃労働者として資本家の直接的支配の下に立たせるだけで充分である。

しかしながら、資本制生産の發展は相對的餘剩價値の爲特殊の生産方法、すなはち機械生産とこれに供なふ工場制度を生じ、資本家を労働者に對する專制的指導者たらしめることとなり、形式的從屬以上に實質的從屬の關係をもたらすのである。もとよりかくの如き從屬關係は社會的經濟的に生じたものであつて、労働者に對し法律上當然に忠實義務を負はしむるものではない。たゞ労働義務の履行は必然的に從屬關係に於てなさるべきであると云ふ解釋を生むであらう(誠實信義の原則)。

※ 労働契約關係には、多くの論證を必要とする問題を含むが、詳論は別の機會にゆづることとし、こゝには論旨の展開に必要な前提としてすべてを斷言的に概説する。

第二節 石炭 鑛業

一 石 炭

石炭の語義に關して、『本邦の石炭』（鐵道省運輸局の調査書）の記述するところに據れば、元來この名稱はドイツ語の Stein-Kohle を譯したもので、ドイツでは瀝靑炭及び無焰炭に相當する炭種名なのをわが國では炭種的一般名として使用するに至つたと云ふ。

しかしながら、わが國に於ける石炭なる名稱の源はむしろこれを支那より得たものと考へられるのであつて、それ故にこそたま／＼ドイツ語の Stein-Kohle と符合するにも拘はらず概念を異にする理由が存する。

（例へば、貝原益軒『大和本草』中石炭に關する記事に次の如き引用がある。「本邦の庸醫石炭を以て乾漆とするは大なる誤也、或曰、倭方乾漆を用ひば石炭を可用、老學庵筆記曰、石炭今西北所燒之煤即石炭、漢地理志豫摩郡出石、可燃爲薪、蘇軾集有石炭行、宋白石燭詩云、但喜明如蠟、何嫌色如鑿、燭出延立、予在南鄉數見之、其堅如石、照席極明、亦有淚如蠟而煙濛、能熏汗惟幕衣服、故西人亦不貴之、○程子外書曰、石炭穴中道火則連蔓火不絕、故有數百千年、今火山蓋爲山中時有火光、必是此個火時發於山間也、今按石炭をほりたる穴に火入ればやけてやます。」なほわが國の舊記に就ては次章第一節參照）。

次に石炭の定義に就て、前掲書は、嚴密には『石炭とは植物より變移せる硬固の層狀を爲し含有不純物の少量なるものなり』として居る。(眞の石炭とは何かに就て種々の定義あることに就ては cf. Bulman, Coal Mining and the Coal Miner. Pp. 113—114) これに従へば、イギリスの燭炭(下等動物及魚類の遺骸を相當多量に包含する)や泥炭は石炭の部類に入らない。又、鑛物は無機物で均等性の常に一定せる化學成分を有すべきものとされるから、石炭には鑛物の資格なく、單に岩石に屬するものたること明らかである。しかし、各國の鑛業法の對象となる所謂鑛物中には石炭も列擧されて居るから、以下に於て石炭を廣義の鑛物(固體を成して居る無機物)の一種として鑛物と稱する。

石炭⁽¹⁾は、鑛物そのものとしての有用性に於ても(第一條件)亦鑛物の存在狀態の經濟性に於ても(第二條件)、近代的産業の對象として優越すべき性質を具備して居る。

第一の條件に就て云ふならば、石炭は熱量を極めて集約的に包含して居る上に、乾餾されるに適當な性質を有して居る。⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾而して、乾餾の結果作られたコークスは火力甚大であり、更に乾餾の副産物として發生した瓦斯及び油はいづれも重要な用途を見出されて居る。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

第二の條件に就ては、石炭が集團的に存在して居ることを擧げられる。即ち石炭は天然に集積した炭層となつ

て居り、かつ炭層は一地方に重複して廣大な炭田を形成して居る。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

石炭は之に加熱した結果生ずる揮發物(水分、瓦斯分)と殘存する固定炭素(炭素分)との割合によつて、品質による種類別を行はれる。揮發物の少ない良質のものから擧げるならば、順次に無煙炭、半無煙炭、半瀝青炭、瀝青炭、褐炭となるが、⁽⁹⁾更にこれを二大別して、或ひは無煙炭に對して半瀝青炭以下を有煙炭に一括し、⁽¹⁰⁾或ひは褐炭に對して瀝青炭以上を石炭なる名稱に一括する場合もある。⁽¹¹⁾なほ九州に於ては煽石と稱する天然コークスを産出する。⁽¹²⁾

石炭は又、わが國に於て特に重要な意義を有する。それは、わが鑛業の發達を見るに、その七割内外から八割迄を石炭と銅とで支配して居り、就中、石炭は年と共に益々重要な地位を占めて居るからである。すなはち明治二十年には全鑛産價額の三七・五パーセントであつたのが、大正元年には四八パーセント、大正十四年には六二・八パーセント、昭和三年に於て六七・二パーセントとなつた。したがつて、鑛夫數に於ても石炭山の鑛夫は壓倒的多數を占め、昭和三年六月末日現在に於ける鑛夫總人員二十九萬三千七百七十二人(内、男二十三萬二千七百二十二名、女六萬四百五十名)中、炭鑛鑛夫は二十三萬七千八百九十人(内、男十八萬三千二百十三名、女五萬四千六百七十七名)であつて、實に總人員の八割一分一厘に該當する。⁽¹³⁾

1 「石炭は太古植物の沼澤又は濕地に朽廢堆積し、その上に泥砂を被つて幾星霜の間壓力と熱との作用を受けて漸次石炭化したもので、生成の年代如何によつて炭化の度合に多少があり、充分變化したもので未だ炭化し切らぬものまである。石炭を産出する地質學上の世代は、之を古いものから順序に數ふれば、古生代の石炭紀、二疊紀、中生代の三疊紀、侏羅紀、白亞紀、及び新生代の第三紀層であるが本邦の石炭は多くは最後の新生代の生成に屬する新らしいものである」。吉村萬治、『石炭』(日本評論社、「現代産業叢書」、第一卷所載)、二頁。

2 石炭は少容積中に多量の熱量を包藏して居る。我が國の石炭は大體一キログラムのうちに六千乃至七千カロリーの熱量を含む。吉村、前掲。

市場に於ける石炭一噸と等熱量の他の燃料との容積比較。

石 炭 (一噸) 四三 (乃至五〇) 立方呎

薪 一七〇 同

木 炭 二〇〇 同

都市瓦斯 五八七、八九三 同

3 「乾留さは石炭を密閉した爐の中に入れて高い熱をかけることで、かくすることに依つて石炭は大體、瓦斯、油及び骸炭(或は半骸炭)に分かれる。一六二一年にグッドレーが木炭の代りに石炭を以て鐵を製造することを工夫

したが、しかし一七三〇年ダービー父子が石炭を乾留してコークスを作ることを考案するに及んではじめて石炭の鐵製造に於ける用途が完成した。吉村、前掲、二一三頁。

- 4 わが國では、小野蘭山(享保以後天明以前の人)の口授筆記『重訂本草綱目啓蒙』中に次の如き記事がある。「本邦にても九州にては薪に代え、或は炭にかゆ。水を得て愈熾なり。然れども臭氣甚しき故、筑前にて焼反し、淨石の如くなりたるを用ひて炊さんいに供す。臭氣少し。之を筑後にてイシガラいと云ふ。火勢熾炭より強し。筑前にて未だ焼けざるものをナマスミいと云ふ。筑後にてハイシいと云ふ。高野江基太郎、『再版日本炭礦誌』、四頁より引用。

- 5 乾留によつて、石炭瓦斯、重油、窒素(硫安肥料の原料)、コaltarいル(藥品及び染料の原料)を生ずるが、勿論炭質の相異、機械装置(コークオーブンやレトルト)の種類、加熱の程度等によつてそれらの割合に變化を來す。

この點に關し、瀝書炭に於ける諸産物の含有の割合と、それらの價額の割合とを示す實驗例に就て、

Bulman, pp. 138—140. 又、樹枝狀を描いて分化する石炭の多種多様な用途に就ては『本邦の石炭』、八四〇—八

四四頁參照。

- 6 石炭が乾留によつて諸種の産物に分析されることは次の二點に於て商品としての性質を高める。(吉村、前掲四頁)

炭礦鑛夫労働契約序論

(第一卷第一號)

F

四七

(1) 取引所商品としての適性を得る。―生のまゝの石炭としては品質が複雑な爲銘柄で取引することが困難であるけれども、これを瓦斯、油、コークスと分けるならば、それらの性質が比較的單純化されて取引所商品に適するやうになる。

(2) 貯藏に適するやうになる。―生のまゝの石炭を長く貯へると自然發火をしたり、又燃え出さなくとも熱量が減り、粉炭が殖え、色が悪くなつて品性を低下する。これを瓦斯、油、コークスに分けるならば安心して貯藏出来る。

7 「炭層には其幅が普通五尺、十尺、二十尺、稀れには八十尺、百尺といふ如きものもある。さうした炭層が唯一層しか存在しないなど、いふ例は少なく、炭田地方には大抵五層とか八層とか重なつて存賦してゐるのが多い。時には二十層も重なつてゐるものもある。撫順炭礦の如きは炭層の厚さ平均百尺で東西四里、南北一里といふ狭い場所に約十億噸の石炭が埋藏されてゐる。……筑豊炭田は……福岡縣遠賀川の流域一帯に廣がつて我國第一の炭田をなし、大略五十平方里ある。其炭層は三十五まで數へられる所がある。」吉村六頁。

8 わが國に於ては、僅か三、四縣を除く外全國到處に石炭を産するが、主要なる炭田は九州の筑豊、三池、唐津西彼杵、北海道の石狩、本州の常盤及び宇部等の七である。その他九州に粕屋及び北松浦、北海道に留萌、宇谷十勝等の諸炭田があり。これらの總炭量は未だ調査の精確なものはないが假に明治四十四年の農商務省報告によ

9 石炭の種別

れば確定せる現在炭量八二二、〇〇〇、〇〇〇トン、稍見込ある推定炭量二、九四〇、〇〇〇、〇〇〇トンとされる。更に臺灣に所謂臺灣北部煤田(炭量不明であるが數億トンを下らないもの)、樺太には北部及び中部炭田(炭層地域面積は全島の五分の一、埋藏量は六六六、四〇〇、〇〇〇トンと稱せらるゝもの)、朝鮮には平安南道平壤附近及び价川附近(其埋藏量四、五億トン)、江原道三陟炭田、咸鏡南道文川炭田等の無煙炭田、咸鏡北道豆滿江沿岸地方、黃海道鳳山、平安南道安州等の褐炭田(炭量不明、數億トンと稱される)がある。永積教授『我國に於ける炭礦技術の進歩』(『日本鑛業會誌』四五卷、五三五號)七六五—七七六七頁。『日本鑛業誌』一四四頁以下。改造社版『日本地理大系』『北海道樺太篇』、四六一頁等に據る。

| 種別 | 固定炭素 % | 揮發物 % |
|------|-----------|-----------|
| 無煙炭 | 九七・〇—九二・五 | 三・〇—七・五 |
| 半無煙炭 | 九二・五—八七・五 | 七・五—一二・五 |
| 半瀝青炭 | 八七・五—七五・〇 | 一二・五—二五・〇 |
| 瀝青炭 | 七五・〇—五〇・〇 | 二五・〇—五〇・〇 |
| 褐炭 | 五〇・〇以下 | 五〇・〇以上 |

右の外に泥炭と稱されるものがあるが、それは濕地などに草根、水草、蘚苔類が堆積し幾分炭化して居るにして

も尙原形を存して居り、石炭の中に入れてならぬ。吉村、前掲、一一二頁。

10 Recommendations of the United States Coal Commission の如きは Anthracite Industry 及 Bituminous Coal Mining Industry とを大別して行なはれて居る。cf. E. T. Devine, "Coal".

11 第一章、第二節の註一に掲げた表を参照。

12 「炭層の噴出火成岩に接觸せる部分は殆ど常に骸炭状の石炭に變ぜり。之を俗に燧石『起り』又は『走り』と名づけ特に九州の炭田に多し。而して其噴出火成岩の岩脈又は岩床は九州地方に於ては俗に『ごん』と稱す」。『日本鑛業誌』一四三頁。なほ、上治寅次郎、『噴出岩による筑豊石炭の變化に關する從來の研究』(筑豊石炭鑛業組合月報)、昭和五年六月號)参照。

燧石の分析表 (『日本鑛業誌』、一四八頁。)

| 炭山名 | 水分 | 揮發分 | 骸炭 | 灰 | 硫黃 |
|-----|------|------|-------|-------|------|
| 田川 | 三・九二 | 七・一七 | 七三・九九 | 一四・九二 | 〇・二七 |
| 嘉穂 | 二・六〇 | 五・四〇 | 七九・二〇 | 一二・八〇 | 〇・四二 |
| 嘉穂 | 一・五〇 | 二・二〇 | 八一・七〇 | 五・六〇 | 〇・五九 |

鑛業法第二條第一項は、「本法ニ於テ鑛物ト稱スル」ものを列擧し、その中に『石炭、亞炭』と並べて擧げて居る。右の亞炭と稱せられるものは、鑛物學上褐炭の劣質なものを指すのであつて、木質の構造を殘存して居るが故に燃焼の際惡臭を放つが、しかし石炭類に屬することは明瞭とされて居る。⁽¹⁴⁾ 法律上も、明治二十三年「鑛業條例」の制定された時には未だ之を石炭から區別して居らなかつたが、明治三十二年十一月、第十四議會に政府から鑛業條例第二條改正法律案として法定鑛物の追加を爲した場合、石炭をも新たに列擧して石炭と區別したのである。⁽¹⁵⁾ 「鑛業法」は右の區別をそのまま繼承したのであるが、その理由は兩者の存在狀態や價格の相異等より見て法上の取扱ひをも異ならしめる爲である。⁽¹⁶⁾ すなはち鑛業法令中に石炭のみに關する規定は、亞炭に關して當然には適用されないことを意味するものと解される。⁽¹⁷⁾

昨年の第十四回國際勞働總會以來問題となつて居る、石炭鑛勞働時間制に關する國際條約案の草案に於ては、「炭鑛トハ可燃性固體鑛物ヲ、又ハ之ト同時ニ他ノ鑛物ヲ採掘スル鑛山ヲ謂フ」と定義して居るが、けだし石炭類の一切を包含せしめるために廣汎な概念を規定したものである。

14 吉村、二頁。

15 「明治三十二年十一月二十二日第十四議會に於て政府は鑛業條例第二條改正法律案を議會に提出せり。其要旨は

昔鉛鐵、格魯謨鐵礦、燐鐵、樹炭、土瀝青を法定礦物として追加せんとするにあり。……樹炭なる字句に付き議論沸騰し或は木炭、岩木、亞石炭等と改正すべしと云ひ、遂に亞炭なる文字を用ふる事となりて今日に及びたるものなり。水谷、六七頁。

16 吉村、二頁。

17 例へば鑛業法、第九條、第二項。

18 Art. I.—For the purpose of this Convention the term "Coal mines" signifies mines in which solid mineral fuels are extracted alone or along with other minerals;—.

二 石炭鑛業及び鑛業權者

石炭鑛業の特質は、大體に於て鑛業一般に通ずるものに外ならない⁽¹⁾すなはち、これを(一)炭礦そのもの、自然的存在状態に基くものと、(二)採礦、選炭、運搬の技術的進歩に基くものと、(三)石炭及びその副産物の商品としての性質に基くものと、(四)營利事業としての投資關係に基くものと、相互に關聯する四方面から考察される。

第一に石炭は地中に埋藏されて存在するのであるから、これが採掘には地下労働を必要とし、したがつて場所

的産業たる特質を有する。⁽²⁾ 事業は、之を炭層の存在する一定地域に起し、目的の炭層に着炭する爲に斜坑又は豎坑を開き、する。更に切羽より坑口へ、坑口より工場又は仕向地への運輸作業を行はねばならない。⁽³⁾⁽⁴⁾ 鑛業法の第三章は之が爲に土地及び水の使用並に收用の場合と、土地所有者及び關係人に對する補償に就て規定して居る。

1 吉村萬治氏は石炭鑛業に就て、(イ)場所的産業なること、(ロ)著しく天然的條件に支配せらるること、(ハ)運輸事業の性質を具有すること、(ニ)坑内作業が機械力に感受し易きこと、(ホ)石炭は獨占的産物にして採掘するに従ひて盡滅し行くこと、(ヘ)石炭市價の變動著しきこと、(ト)多大の固定資本を要することの七點の特質を列擧して居る。前掲書、三九―四七頁。

2 炭鑛に於て、坑口を中心とする鐵道線路、電線、動力線等の連絡配置は、その途中を中斷されないやうに保護される必要ある點で石油井、水道、瓦斯、電氣等の事業と同様である。これを特に事業の不中斷性と稱する。吉村三九頁。

3 石炭及び炭車の外に、坑内より又は坑外より搬出搬入されるものは坑夫(石炭一トンに付一人内外の割合)、坑内通氣(瓦斯の存在する炭鑛には坑夫一人に付毎分一〇〇立方尺と定められて居る。空氣一立方尺を〇・〇七五ポンドとすれば一人に付約七・五ポンド)、壓搾空氣、坑内水(石炭の二、三倍位が普通であるが三池の如きは二〇

倍の水を汲出して居る)、坑木(石炭一トンに付二本位)、土石、機械類、その他の諸材料等である。吉村四〇頁。

4 石炭鑛業が鐵道及び汽船會社と結合し、若くは直接鐵道會社によつて經營される例が少なくない。(鐵道國有以前の筑豊諸鐵道、九州鐵道、豊州鐵道等。現在では北海道炭礦汽船株式會社、九州炭礦汽船株式會社等)。

Vgl. F. Adolph, Ruhrkohlenbergbau, Transportwesen, und Eisenbahnreformpolitik, S. 53 ff.

第二に石炭鑛業は元來原始的産業として坑夫の勞働力の使用を主としたものであるが、破碎、掘さく、切取、運搬、選炭等の各工程に機械を使用することは可能かつ有效であり、深部採炭には必要でもある。⁽⁶⁾かくて漸次石炭鑛業が機械化されるに連れ、坑内作業は工場的になり、深部掘さくと相俟つて衛生上の危險、災害の頻發を結果する。⁽⁵⁾鑛業法の第四章に於て鑛業警察を規定し、鑛業警察規則及び石炭坑爆發取締規則を必要とした所以である。

5 イギリスに於ける Royal Commission on Coal Supplies の一九〇五年の報告書によれば、機械採炭の利益は、

(イ)塊炭の割合を増すこと。(ロ)切羽面規則にして通風支柱に便に又荷重均一にして採炭面の進行迅速なる爲め修理費を節約し得ること、及び地表並に上層に對する影響少きこと、(ハ)作業整頓せるを以て危害少きこと、

(ニ)炭屑薄くかつ堅くして人力を以てしては困難なる場合と雖も容易に採炭し得ること、(ホ)發破少なく粉炭を

減すること、(へ)坑夫一人當り出炭率を増加すること等である。但し、(イ)上下盤が脆くて落ち易き場合、(ロ)皺曲、斷層等變化多き場合、(ハ)炭層の傾斜著しき場合等には機械力必ずしも適當にあらずと斷つて居る。吉村 四一頁。

6 鑛山に於ける鑛夫死亡者の割合を比較するに次の三つの單位がある。(1)鑛夫千人に對し一ヶ年の死亡數、(2)一人の死者に對する年產出額、(3)百萬トンの產出に割當てたる死亡數。その内、(2)と(3)が石炭山に用ひられる。一九二一年のわが石炭山に於ける變災死亡者、六四三名に付、その割合を同年に於ける諸國のそれと比較すれば次の如くである。

石炭礦に於ける死亡率の比較

| 國 | 名 | 一、〇〇〇人に付 | 一、〇〇〇、〇〇〇トンに付 |
|------|---|----------|---------------|
| 日本 | 日 | 二・四人 | 二四人 |
| イギリス | イ | 〇・八八 | 四・六三 |
| アメリカ | ガ | 〇・九四 | 一二・四三 |
| フランス | フ | 一・一三 | 六・八二 |
| ベルギー | ベ | 二・八九 | 四・三九 |
| オランダ | オ | 〇・九七 | 八・〇九 |
| ドイツ | ド | 二・二 | 八・四六 |

永積教授、『鑛山變災』、二―三頁に據つて作成。

7 昭和三年に於ける鑛夫死傷者事由別表 (石炭山)

| | | 坑 | | 内 | | 事由 | | | | | | | | | |
|---|---|-------|-----------|-------|----------|---------|-----|-----|-------|--------|--------|--------|--------|---|---|
| 小 | 計 | 於テ | | テ | | 回 | 數 | 死 | 亡 | 重 | 傷 | 輕 | 傷 | 合 | 計 |
| | | 捲揚堅坑ニ | 捲揚臺ニ因リ昇降中 | 鑽索ノ切斷 | 坑車逸走又ハ脱線 | | | | | | | | | | |
| | | 捲揚超過 | 鑽又ハ繩ノ切斷 | 鑽索ノ切斷 | 坑車逸走又ハ脱線 | 一四、七七一 | 一七五 | 一五八 | 四一〇 | 一四、三二二 | 一四、七九〇 | 四七、六一四 | 四九、三二四 | | |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 | 一七五 | 一三 | 五八 | 五一 | 一二九 | 一九三 | 六〇 | 一三七 | | |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 | 四八、九五六 | 四二 | 四六二 | 一、二四八 | 二、二二四 | 四七、六一四 | 六〇 | 四九、三二四 | | |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 | 四四 | 四二 | 四二 | 三五 | 二、二〇五 | 二、四〇八 | 一三 | 一三 | | |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 | 四九、三一六 | 一六 | 一六 | 二 | 一八 | 二一 | 一八 | 二一 | | |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 | 九八 | 三 | 三 | 二一 | 一八 | 二一 | 一八 | 二一 | | |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 | 八二五 | 二 | 二 | 一 | 一八 | 二一 | 一八 | 二一 | | |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 | 二〇 | 二 | 二 | 一 | 一八 | 二一 | 一八 | 二一 | | |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 | 四九、三二一 | 一六 | 一六 | 四 | 八〇二 | 八二六 | 七九 | 九九 | | |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 | 一一八、九六六 | 七五二 | 四四 | 四九七 | 四八、九七七 | 四九、五一八 | 七九 | 九九 | | |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 | 二、四九〇 | 二 | 二 | 二 | 二、二〇五 | 二、三二二 | 二 | 二 | | |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 | 一一六、五二〇 | 二 | 二 | 二 | 二、二〇五 | 二、三二二 | 二 | 二 | | |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 | 一一九、七六二 | 二 | 二 | 二 | 二、二〇五 | 二、三二二 | 二 | 二 | | |

て、重工業は勿論その他の産業部門に於ける事業の浮沈が實に鋭敏に石炭市況へ影響し、又燃料としての性質上温暖の氣候や降雨量(水力豊富となり火力發電の需要減少)によつても炭價の變動を生ずる。⁽¹²⁾ かくの如く炭價の高
低常なきことは、生産費中可變部分たる勞賃に喰ひ込む結果となり、著しくその安定を脅やかすこととなる。⁽¹³⁾

8 cf. Lubin, "Coal Industry" (E. S. S.), p. 382. 石油や水力電氣の如き代用燃料の出現は、石炭の販賣危機に影響ありさしても、石炭そのもの、近代工業に於ける優越的地位は何等侵されて居らない。

9 「今日の大鑛業社は殆んど大抵製煉及び加工經營と縱斷的に結合してゐる……この點で炭坑業はかなり特殊な發展をなしてゐる。それは、石炭の大量消費者が多種類に亘つてゐるから、したがつて、それだけ多種類の部門で炭坑業を兼營してゐることだ。例へば大口消費者たる鐵鋼業者、鐵道業者、大化學工業者、ガス及び電力業者、その他大汽船會社や燃料及び動力の大量消費工業などでは何らかの途で低廉な石炭の供給を確保する手段をとつてゐる」。小島精一、『鑛業經濟論』、三二四—三二五頁。

10 今日の炭鑛業が製煉及び加工業と縱斷的結合をなして居る事實は、イギリスの個人經營的炭鑛業をも一變せしめた。G. D. H. Cole は Nationalisation より Socialisation を云ふ新政策提唱の物質的根據として、この點を指摘して居る。cf. "The Next Ten Years in British Social and Economic Policy", p. 137 and after.

11 「石炭の市價は、一般事業界の盛衰に伴ふて一張一弛動搖常なく、しかも石炭は永く之を貯藏すること困難なるのみならず事業に伸縮性乏しきを以て市價下落に當つては皆先を争つて賣却せんとし、供給過多、炭價暴落を演ずる。したがつて堅實なる採算の基礎を失ひ易き傾向を有してゐる」。吉村、四四頁。

12 『朝日經濟年史』、昭和四年度、二六八頁。

13 cf. Labin, "Miners' Wages and the Cost of Coal".

第四に、石炭鑛業に於ては、少くとも一定規模の設備を必要とし、しかも炭量盡きるならばこれを廢坑とせねばならない。したがつて、有望な炭鑛に於ては益々その規模を擴大して事業の繼續をはかる傾向にある。⁽¹⁴⁾それゆゑ、炭鑛業は、他の諸産業に比較して、資本構成上所謂固定資本を要すること著しく、漸次大資本の手に移る結果となる。⁽¹⁵⁾又生産費の節約を企圖して合理化を行ふ爲にも、販路ならびに市價を維持する獨占計畫の爲にも、益々大資本へ結合し、又これへの集中を進展せしめる。⁽¹⁶⁾

14 小島精一、『金融資本論』、八七頁以下。

15 吉村、四五―四七頁。

16 小島、前掲、九六頁以下。

炭鑛鑛夫勞働契約序論

(第一卷第一號)

F

五九

鑛業に對しては國家的見地から監督が行なはれ、一般に未掘探の有効鑛物に就て國家の保護的獨占を明瞭にすると共に、これらの鑛物を試掘及び採掘する鑛業權は特に出願をまつて許可すべきものとし、更に鑛業權者の施業に關しても鑛利及び公益を保護する目的を以て種々なる干渉がなされて居る。

(一) 鑛業法第三條は「未ダ掘探セザル鑛物(廢鑛及鑛滓ヲ含ム)ハ國ノ所有トス」る旨規定して居るが、この規定は鑛業條例第二條第一項を繼受したもので、もと／＼鑛物に對する國家の私所有權を意味するのではない。⁽¹⁵⁾むしろ封建國家に行はれた「従前の鑛山專有を排して、鑛業自由の制を採ることを表明する歴史的意義を有する」⁽¹⁶⁾と共に、政府の職能を以て社會公益の代表と解する近代國家觀に基づき、「政府をして鑛物の保護者たらしめ其採掘の許否に就て公平なる裁決者となすの目的に出るもの」⁽¹⁷⁾である。したがつて廢鑛(一旦掘探された鑛物にして未だ精鍊に附せられずに抛棄されたもの)及び鑛滓(鑛物を精鍊せる後の殘滓)に關しても、新たに鑛業の目的となり得る状態に在る限りに於てのみ右の規定の効果を及ぼすものと解すべきである。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾

17 鑛業の許可と云ふのは、用語本來の意味(禁止を解除する行爲)ではなく、權利の設定を内容とするものである。

特許と同義で、設權行爲とも稱される。美濃部達吉、『行政法撮要』、上卷七四―七五頁、及び七七頁。

18 鑛業條例は明治二十三年の制定にかゝり、現行民法制定以前で所有權の意義に明瞭を缺く點もあつただらうが、

鑛業法は民法施行後明治三十八年に至つて制定されたのであるから、私所有權たること文理上明かであるとの説も以前にはあつたが既に清算された。平田、七頁參照。

19 鑛物の所有權と土地の所有權との關係に就ては、和田維四郎、『坑法論』三頁乃至一四頁に、一七九一年フランス大革命當時の國會に於て『鑛山法草按』を討議した際三月二十日の會議に審査委員 *Reynaud et Epercy* が「天然法、國家法及歴史法上より論究し遂に鑛物の所有は地主の權内に屬せざるものなりと論定せる」報告演説及び反對議員 *Hentault Lanerville* が「ローマと英國とを根據」として「鑛物を以て地主の權内に歸すべしとの主義を主張し、此主義に基きたる反對の草按を提出」せる演説との興味深い大要を掲げて居る。

西歐諸國中、英國のみが、金銀以外の鑛物を土地所有者に歸屬せしめた事情に就ては *T. S. Ashton and J. Sykes, The Coal Industry of the Eighteenth Century, (1928) ch. i. フランスに於て一七四四年以后土地所有者の所有から鑛物の所有が分離するに至つた事情に就ては M. Koff, Les Mines de Charbon en France au XVIII^e Siècle, ch. ii. H. Sie, Les Origines du Capitalisme Moderne, p. 147. (前掲書に引用)。*

20 平田一〇頁。「我國に於ては古來鑛物の所有は土地の所有と全く區分し鑛物の所有は君主に歸し幕府時代に至り金銀は幕府之を專有し其他の鑛物は之を封建諸侯の專有に屬せり。維新の際土地の所有權を國民に附與するに當りても鑛物は政府之を專有し國民には唯年限を期して其採掘を許可するに止まれり」。和田、一九一二〇頁。

「法律上より論ずれば既に本年(明治二十三年)三月二十七日發布の民法(舊民法)財産編第一章第三十五條に於て『鑛物ノ所有權及び其試掘若クハ開坑ハ特別法ヲ以テ之ヲ規定ス』と明記し其所有權を土地所有權より分割せり。

故に早晩特別法を設けて是等の規定を爲さざるべからず。此規定をなすに當り鑛物の所有權は何人の所有と定むべきや是れ最も重要な問題なり。我國に於ても他の文明國の如く鑛物の所有權を獨立せしめ、政府が唯之を管理するの目的を以て未だ所有者の定まらざる間は國の所有と爲すか、或は何人の所有とも定めざるの主義を執ると最も正當なりとす」。全上、五三頁。

21 和田、五四頁。

22 「廢鑛及び鑛滓たるの要件は次の如くである。(1)掘採後その所有者が所有を抛棄したものであること。……(2)次に未だ掘採せざる鑛物と同視すべき状態にあること、即ち掘採行爲を必要とする程度に土地と結合して居ること」。平田、一一頁。

23 『船積若クハ陸揚ノ際海底ニ沈没シタル石炭ノ中ニハ其所有權ヲ抛棄セラレザルモノアルヲ以テ是等ノ石炭ハ鑛業法第三條ニ所謂廢鑛ナリト云フヲ得ス』。大正一、一二、二六、行政裁判所判決。同趣旨、明治四四、一一、二四、行判。水谷、一一一頁。

(二) 鑛業法第一條によれば「鑛業ト稱スルハ鑛物ノ試掘、採掘及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ」⁽²⁴⁾のであつて、同條は「試掘權及採掘權」を「鑛業權ト稱スル」ことを明らかにして居る。而して第五條によつて、「帝國臣民又ハ帝國法律ニ從ヒ成立シタル法人」である限り一般に鑛業權者となる資格を有するものとし、他方第十四條に於て「國ノ鑛業」も罰則以外に於てはすべて私人の鑛業と同様の規定を適用せられるとしたのは、法制の沿革上外國人を排除する外は全然鑛業自由の制の確立して居ることを明示したものである⁽²⁵⁾。しかしながら政府に於て「公益ヲ害スルモノト認メタルトキ又ハ鑛業ノ價值ナシト認メタルトキハ鑛業ノ出願ヲ許可セズ」(第三十二條)。この鑛業の價值の有無を定める標準として具體的には、(一)鑛物の品位、(二)鑛物の存在量(三)地下に於ける適當の深度(四)場所的に適當なる地點の四要件を擧げられて居る⁽²⁶⁾。もとよりかくの如き政府の評價と云へども社會的利益の維持増進を保護する意味に於て必要とされるのであつて、直接に一企業に於ける採算を配慮してその利潤の有無を問題にする性質のものではない。

24 「こゝに附屬事業とは、鑛物採掘箇所又はその附近に於て、鑛業權者が自己の掘採鑛物に付て行ふ選鑛及び製煉をいふ」。平田、一一〇—一一四頁。

25 平田、五〇—五二頁。

26 四要件は、「その時に於ける最も有利な生産條件を有する鑛業を標準として」、隨つて又「その時に於ける採鑛及び製煉に關する技術、鑛物の價格、運搬關係等によつて決定されるものであり、そしてこれらの決定要件は絶えず變化して行くものであるから、右の四要件の内容も亦これが爲め絶えず變化し、決して一定不動なものではない。」平田、一六頁。

(三) 「採掘出願地ノ位置形狀鑛床ノ位置形狀ト相違シ鑛利ヲ損スルモノト認メタルトキハ」、採掘出願人の側からその訂正を出願し得る(鑛業法第二十六條)のみならず、所管大臣の方からもその訂正の出願を命ずべきものとなつて居る(同上第二十五條)。こゝに鑛利と稱するのは、鑛物を社會的富として政府をこれが保護者たらしむる處の利益を指すものと解される。⁽²⁷⁾ 鑛業法第九條は「鑛業權ノ登録ヲ得タル土地ノ區域」たる鑛區の面積に就て、「石炭ニ在リテハ五萬坪以上其ノ他ノ鑛物ニ在リテハ五千坪以上トシ共ニ百萬坪ヲ超ユルコトヲ得ズ、但シ鑛利保護上又ハ鑛區分合上已ヲ得ザル場合ニハ百萬坪ヲ超ユルコトヲ得」と規定し、⁽²⁸⁾ 第三十七條は第二十五條第一項及び第二十六條の鑛利を考慮して行ふ變更に關する規定を「鑛區ニ準用ス」るものとして居る。其外、「鑛床ノ位置形狀ニ依リ隣接鑛區ニ掘進スルニ非ザレバ鑛利ヲ保護スル能ハザル場合ニ於テハ其ノ鑛業權者ノ承諾ヲ

得テ鑛區ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ鑛業權者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ」(第三十六條第二項)、また、「鑛業ノ監督又ハ鑛利保護ノ爲、(隣接せる他人の鑛區との間の)距離ノ延長又ハ減縮ヲ必要ナリト認ムルトキハ鑛山監督局長ハ商工大臣ノ認可ヲ經相當ノ期限ヲ附シテ出願地ノ増減ヲ命ズルコトヲ得」(鑛業法施行細則、第十八條第三項)るのである。云ふ迄もなく鑛物は採取に従つて盡きるものであるから國家はその濫掘を取締るの必要を生じ、かつ鑛業權は排地獨占の性質を有するから施業を監督して遺利なからしむべく勉めることとなる。

(四) 國家は公益を考慮して、換言するならば「鑛業ノ價值」乃至は「鑛利」と他の種々なる社會公共の利益との抵觸する場合に於ける處置として、或ひは鑛業を許可せず(第三十二條)或は一旦許可せる鑛業權の取消を行ふ(第三十九條)。鑛業法第十條に於て鑛區と爲し得ざる區域を列舉し、同第十一條に於て鑛業を爲すにに限ある區域を列舉して居るのもこの趣旨である。⁽³⁰⁾又、同第七十二條には「鑛業上危險ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ商工大臣ハ鑛業權者ニ其ノ豫防又ハ鑛業ノ停止ヲ命ズベシ」と規定して居る。

27 日本坑法、第五章第十六「都テ坑業ニ付テハ坑物ヲ坑中支柱ノ爲ニ存ス可キ所ノ外ハ成ル丈坑利ヲ遺スコトナク取出スベシ、此法ヲ犯シ其他都テ坑ノ利用ヲ害スルモノハ其輕重ニ隨テ罰金ヲ徵ス可シ」と云ふ古い用語例によ

つても鑛利の意義を推定される。

28 日本坑法第三章、第九には、はじめ坑區面積の制限を規定しなかつたが、明治十五年八月太政官第三十八號布告

を以て、「但石炭坑ノ借區ハ一萬坪以上ニ限ルベシ」を追加し、更に明治二十三年七月の改正で「坑區ノ境界ハ直

線ヲ以テ之ヲ定メ地表境界線ノ直下ヲ限リトス。其一坑區ノ面積ハ石炭ハ壹萬坪以上其他ノ鑛物ハ三千坪以上ト

シ共ニ六拾萬坪ヲ超ユルコトヲ得ズ」された上そのまゝ鑛業條例、第三章、第四十一條に繼受された。

29 平田、七六一七七頁は公益に屬する可能性を有する利益を例示して居る。

30 第十一條は公益に屬するものを具體的に決定する場合に一應の標準を示して居るを解される。

(五) 鑛業權者は鑛業の管理上、「鑛夫勞役扶助規則」、「鑛業警察規則」、「石炭坑爆發取締規則」により命ぜられる種々なる義務の負擔者であつて、義務違反に對しては罰則が規定せられて居る。「鑛業權者自ら鑛業ヲ管理セザルトキハ鑛業代理人ヲ選任シ鑛山監督局長ニ届出³¹⁾」であることを要し、右の「代理人ハ鑛業法及鑛業法ノ施行ニ關スル命令ノ規定ニ依リテ鑛業ノ管理ニ關シ鑛業權者ノ爲スベキ一切ノ手續其ノ他ノ行爲ヲ委任セラレタルモノト看做ス」。したがつて「鑛業權者ハ其ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ届出」でねばならぬ(鑛業法施行細則第五十四條)。鑛業代理人の置かれた場合、「鑛業權者又ハ法定代理人ニ適用スベキ」

罰則中別段の規定あるものは鑛業代理人に適用される。但しその權限に屬せざる事項に就てはこの限りでない。⁽³²⁾
又「採掘權者技術管理者ヲ選任シタルトキハ」したがつて又「解任シタルトキハ遲滯ナク其ノ履歷書ヲ添ヘテ之ヲ鑛山監督局長ニ届出」でねばならぬ（鑛業警察規則、第一條）。「鑛山監督局長ハ商工大臣ノ認可ヲ經テ採掘權者ニ技術管理者ノ選任又ハ改任ヲ命ズルコトヲ得」（同第二條）。「技術管理者ハ鑛業ノ技術ニ關スル一切ノ事項ヲ管理ス」（同第四條）るが故に、「技術ニ關スル事項ニ付採掘權者、法定代理人又ハ鑛業代理人ニ適用スベキ」罰則は之を技術管理者に適用される（鑛業警察規則第七十四條、石炭坑爆發取締規則、第三十六條）。

なほ鑛業權者一人以上にて共同鑛業を爲す場合、一人を選定して代表者となし、之を鑛山監督局長に届出しめ、もし届出なきときは鑛山監督局長より指定する旨規定して居るが（鑛業法第七條）代表者の職務は、國に對して存するに止まり、他の民事、商事の取引に關して代表權あることを意味しないものである。⁽³³⁾

- 31 「鑛業代理人選任の必要は、鑛山所在地に管理者の在らざる不便を除くに在る。」（中村清彦、『日本鑛業法』一五〇頁）それゆゑ、主要な鑛業が殆んど會社形態となり。さらに大資本へ集中される趨勢に於ては、益々鑛業代理人の地位を重要視せねばならぬ。

32 別段の規定を以ては、鑛業法施行細則第七十三條、鑛夫勞役扶助規則、第四十一條、鑛業警察規則第七十三條、石炭坑爆發取締規則、第三十五條の二がある。

33 鑛業代理人に對する「責任の轉讓は、代位責任とは異なり、自己固有の責任として之を負擔するものにして産業取締の必要上より特に設けたる制度なり。故に、(中略)鑛業權者を本人とせる民法に所謂普通一般の代理人にあらざるを以て、むしろ鑛業の責任者として單にその利害の歸屬者たる鑛業權利者よりは、之等のものを以て刑罰的制裁の責任者たらしむること産業取締の實を擧ぐるに有效なり」。水谷、前掲、五五七頁。

34 鑛業警察規則第三條は技術管理者の資格を左の如く限定して居る。

「一 帝國大學ニ於テ鑛業ノ技術ニ關スル學科ヲ修メ之ヲ卒業シタル者

二 實業専門學校ニ於テ鑛業ノ技術ニ關スル學科ヲ修メ之ヲ卒業シ三箇年以上其ノ實務ニ従事シタル者

三 工業學校ニ於テ鑛業ノ技術ニ關スル學科ヲ修メ之ヲ卒業シ三箇年以上其ノ實務ニ従事シタル者

四 前各號ノ一ト同等以上ノ學力經驗ヲ有スル者又ハ七箇年以上鑛業ノ技術ニ關スル實務ニ従事シタル者」。

第三節 炭 礦 勞 働

鑛業法に於て「鑛夫ト稱スルハ鑛業ニ従事スル勞役者ヲ謂フ」(第八條)。しかるに「鑛業ト稱スルハ鑛物ノ試掘、採掘及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ」(第一條)のであるから、「附屬スル事業」の範圍の擴大に連れて鑛夫の範圍も廣くなるわけである。現行法はこの附屬事業として選鑛及び製鍊の事業を指すものと解されるから、少くともこれらの事業に従事する勞役者が鑛夫の中に包含されて居る。

炭鑛に於て行はれる勞役としては、石炭を掘りかつこれを運ぶ作業を主とし、この主たる作業を助成するため鑛業用の器具機械の修繕製作や動力用瓦斯の製造、發電所等の如き作業を含み、更に附屬事業として普通に行なはれる選炭作業のみならずコークス製造作業迄及ぶものである。⁽²⁾これらの作業は、一般に次のやうな工程の分業によつて行なはれて居る。

- (イ) 採炭、すなはち切羽に於ける採掘及び運搬
- (ロ) 坑道の掘進
- (ハ) 掘跡の粹入

(ニ) 坑道の修繕

(ホ) 坑道の運搬

(ヘ) 選炭

(ト) 機械の運轉

(チ) 工作その他

右の外、坑内に土砂充填を行ふ所ではこの作業をも獨立した分業として居る。鑛夫は以上の如き分業に従事する關係上多數の種類に分たれ、更に炭坑の規模や土地の慣習によつて作業擔任の範圍に於ても亦名稱に於ても一樣でない。商工省鑛山局では近頃これを、坑内に於ける採炭夫、支柱夫、後山、運搬夫、機械夫、工作夫、雜夫と、坑外に於ける選炭夫、運搬夫、機械夫、工作夫、雜夫とに分けて居る。⁽³⁾こゝには永積教授の分類に據り採炭夫、掘進夫、支柱夫、仕練夫、運搬夫、選炭夫、運轉夫及び火夫、工作夫、その他の鑛夫に大別して記す。⁽⁴⁾

※ 鑛夫の分業に關しては、大體永積教授の講義案『炭礦ノ鑛夫』を中心にして記述した。

1 「鑛業法が附屬事業なる觀念を設けたのは、該事業に對して狹義の鑛業と同一法規を適用せんが爲めである。従つて狹義の鑛業を行ふ爲めの助成的作業の如く、當然狹義の鑛業の中に包容され同一法規の適用を受けるもの

は、これを附屬事業となすの必要がない。だから附屬事業とはその事業の性質上當然には狹義の鑛業に包含されないもの、即ち狹義の鑛業と對立する性質の事業でなければならぬ。(中略)附屬事業は試掘又は採掘に附屬せしめて行ふものであるから、生産行程上これと連絡を有するものでなければならぬ。然るにかゝる連絡を有する生産事業は、選鑛製鍊は勿論製鍊品の加工その他に及び、その範圍甚だ廣汎である。しかし附屬事業として取扱はれるには何處かで限界を有せねばならぬ。(それは、(1)鑛業法第八十一條、第三項は買鑛から製出された鑛産物に鑛産税を賦課する場合を規定して居るが、鑛産税は鑛業に於ける最後の生産物に賦課さるべきものであるから、最後の生産行程は『製鍊』であると推知される。(2)鑛業明細表の様式及び施業案の様式は鑛物掘採と連絡を有する事業を選鑛及び製鍊に止めて居る。(3)鑛業法第五十六條第一項第三號及び鑛業警察規則第五十六條は鑛物掘採と連絡ある作業を行ふ工作物の種類を選鑛場及び製鍊場に止めて居る等の規定に據り)、選鑛及び製鍊の事業を指すものと解せねばならぬ。平田、前掲一〇一―一頁。なほ平田氏は附屬事業の意義を、(イ)附屬事業は狹義の鑛業と對立する事業であること、(ロ)附屬事業は選鑛及び製鍊の事業であること、(ハ)選鑛及び製鍊は自己の掘採鑛物に付て行ふものであること、(ニ)選鑛及び製鍊は鑛物掘採箇所(鑛山)又はその附近に於て行ふものであることとの四點に就て分説して居る。

2 「製鍊とは元來金屬鑛の中からその含有の金屬を抽出することをいふが、鑛業法令では、石油の原油中から揮發

油、燈油、輕油、重油等の各成分を抽出することに擴張して居るから、コークス製造や亞炭低溫乾留も同様の意味で鑛業法の製鍊と稱し得るだらう。後者を附屬事業とした實例がある。……プロイセン鑛業法及びザクセン鑛業法では製鍊を附屬事業としない結果、實際上の便宜に應ずる爲めコークス製造場、タール乾留場、煉炭場等を行政取扱上選鑛場と見做してゐる。平田、二七九頁。

3 大正十三年頃は、坑外夫の中に特に電工を區別し、又大正二年編の『鑛夫調査概要』には坑夫、支柱夫、手子、選炭夫、坑内運搬夫、坑外運搬夫、工作夫、雜夫その他に分類してゐる。

4 諸外國に於ける、炭礦鑛夫の分類に就ては、International Labour Office, "Wages and Hours of Work in the Coal-Mining Industry in 1927." (International Labour Review, Vol. XX, No. 4; No. 6; Vol. XXI, No. 1.) 参照。

5 前述の國際労働條約案の最初の草案(國際労働局作成)には條約案の適用せらるべき炭鑛夫を定義して「鑛山ニ於テ地下労働ニ使用セラル、一切ノ者ヲ謂フ。但シ職長及ビ見張以外ノ監督又ハ管理ノ地位ニ在ル者及ビ信任的資格ニ於テナ履傭セラル、者ヲ除ク」となしたが、之に對し準備技術會議に於て、ホーランド政府委員提出の「地上、地下一切の労働者に適用すべし」その修正は否決、ドイツ政府委員提出の「他の使用者に使用される者にも適用すべし」との修正、及びオランダ、フランスの政府並びに使用者委員提出の「筋肉労働に従事せざる者を除外す

べし」との修正は可決採擇された。

(二) 採炭夫 採炭夫とは切羽に勞働する者の總稱で、その作業は採掘と切羽に於ける運搬とに別れ、採掘に従事する者を先山、運搬に従事する者を後山と云ふ。採掘するに、普通は炭層の下部を透して上部を落し、又は落し易くするのであるが、透し掘には鶴嘴又はピックハンマーを使用する手掘と、機械を使つて行ふ機械掘とがある。機械の運轉は多くの場合別に機械運轉夫によつて行なはれ、炭層の透された後に先山が掘下すのである。これに發破の力を借りることもある。マイト掘と云つて火藥類を用ひ炭層を透さないまゝで發破した後採炭する方法も行はれる。北海道ではこれを名づけて地獄發破と云ふ。

電力又は氣力(壓搾空氣)による廻轉式コールドリルの如き截炭機を使用する場合には、先山自身が使用するか、或は別に孔くり夫と云ふ専門の者に使用させる。⁽⁶⁾

後山は荷籠又は櫓を用ひて先山の切り出した石炭を運ぶ者で従來は多數の女鑛夫を使役して居た。⁽⁸⁾⁽⁹⁾然し女子の入坑禁止によつてこれからは後山も全部男子となるに連れ、採掘法を改良して成るべく切羽迄炭車を引き入れたり、又はコムヴェイヤーを使用するやうになるから、漸次後山の必要を減じる。なほ機械採炭が發達するならば

採炭夫の仕事が一樣に單純化され先山、後山の區別を失ふ結果となる。

(二) 掘進夫 掘進夫は坑道の掘進に従事する者であつて開さく夫とも云ふ。炭層中の坑道を掘進するのは切羽に於ける透し掘と大差ないが、岩石中を通ずる坑道は發破法で掘進せねばならぬ。發破孔は今日では手掘でなく、さく岩機を使用する機械掘である。掘進に連れて岩石等を運搬する開さく後山もある。なほ北海道に於て掘夫と稱するのは採炭夫と掘進夫との總稱である。

6 「田川炭礦の試験に單に鶴嘴のみによる採炭に於て、一トンの石炭を掘るに正味六十一分と休息して體温を恢復するに四十八分を費し結局一時間四十九分を消費せり。或は八時間の稼業に對し、約四トン餘の割合となる。機械を用ひ又はマイト掘を行へば其出炭量著しく増加するは當然なるも別に機械費、又は爆藥代を要するを以て之等の經費を控除し尙有利なる時に於て之が施行を見る。截炭機の利用は我國に於ては五、六の炭坑を除きまだ充分の成功の域に達せざるも、電力又は氣力による廻轉式コールドリルはマイト掘に對し漸次其の使用弘まされり。永積、講義案。

7 「一トンを擔ひ出すに假りに距離十五間乃至二十間、勾配十度内外の所にて、正味七十二分と體力の恢復に四十分を要し、結局合計一時間五十四分を費やせる實例あり。一日八時間の稼業に付き約四トン餘の働程となる」。

永積、前掲。

8 「石炭山に於ては北海道及び長崎縣島炭礦に於ては女子の數少なし。然れども其の他の炭礦坑内には概ね多數の女子を使用し女子の坑内勞働禁止は石炭經營上重大問題なり。而して石炭山の女子の坑内勞働者の八割は後山、二割は雜役なり。……女子入坑禁止の曉に於て、鑛業權者の經營上の對策は(1)從來人力に依りしもの、殊に後山の主要作業たりし切端の運搬を機械的設備を以て代ふるこゝ又は、(2)男子を以て補充するこゝにあり。」『鑛業勞働事情に關する調査』、二〇—二二頁。

9 石炭山に於ける女鑛夫の坑内夫全部に對する割合

| 年次 | 女鑛夫數 | 坑内夫總數に對する割合 |
|------------|--------|-------------|
| 大正四年 六月末現在 | 三三、一四八 | 二五% |
| 大正八年 同 | 六七、八三六 | 二七 |
| 大正十五年 同 | 四二、二一四 | 二五 |
| 昭和二年 同 | 四一、七〇一 | 二四 |
| 昭和三年 同 | 三七、七三〇 | 二一 |

『本邦鑛業の趨勢』の數字による。

- 10 「岩石の堅き程機械利用の功顯著なり。例へば、極めて堅岩に對し手掘ならば下向の孔に直徑二十五耗にて毎分〇・四乃至〇・八耗、直徑三十二耗にて〇・三五耗乃至〇・七五耗の掘進に過ぎず。上向の孔には更に著しく遲緩なるに對し適當の機械を用ふれば孔の方向及大きさに關係なく、其工程一例、六乃至一一・六耗に達し、進捗に於て著しき相違と云ふべし」。永積、前掲。

(三) 支柱夫 支柱夫は採掘の跡に必要な枠入又は硬卷等の作業に従事する者である。切羽で行ふ簡単な枠入硬卷等は採炭夫自身にやらせる方が安全であるが、しかし炭層の丈が高く支柱の困難な所や、硬卷材料を他から持ち込む所では別に支柱夫を置く。坑道掘進に就ても掘進後直ちに支柱の必要な場合には掘進夫に枠入をやらせるが、坑道の天井や兩壁が堅固で枠入に急を要しない處は特に支柱夫に行はせる。⁽¹¹⁾

掘跡に枠入をせずに土砂を充填して了ふ所では支柱夫でなく充填夫を置き、これを更に坑外注砂夫、坑内充填夫及び圍作り夫に分ける。

(四) 仕繰夫 坑道その他坑内の掘跡は地壓の影響で天井が降下したり又下盤が隆起したりするから支柱の破損することおびたしい。仕繰夫とはかかる場合天井を切上げ、又は下盤を掘下げて枠の入れ直しに従事する者

であつて九州地方に於ける特別な名稱である。仕繰夫の仕事は採炭夫以上に危険があり、これにも先山と後山があるが、先山は特に優秀な技倆を必要とする。仕繰夫には請負が多く、修繕個所の仕事の後間敷を一間に付何十回として引受けるのである。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

仕繰箇所の小さいものを日傭で修繕する鑛夫を仕繰日役又は坑内日役と呼ぶ。

(五) 運搬夫 運搬夫は車道に於て炭函の運搬に従事する者である。運搬距離百間以内の近い處では人に炭函を押させるが、それ以上の遠距離や、又積載量が多ければ五十間以上の處でも馬を使用する。此場合には馬夫が必要である。

機械運搬に於て炭函發着の箇所に従事する者を總稱して棹取夫と云ひ、或は荷箱乗廻しとも云ふ。坑外の空箱を坑内に送り、採炭夫の積出した炭函を坑外に捲き揚げる爲に坑口、坑底又は斜坑曲片捲立に居て函の連結及び仕替を爲し、又近距離に於ては函押もやるので危険も多く、したがつて二十代から三十代の若者が従事する。⁽¹⁴⁾ 斜坑のコース捲運搬に従事する者と共に廻しビン切りと呼び、連結した鑛車の先登に乗つて坑口又は坑底に於て所謂ビン切り(鑛車の連結を切ること)をするからである。

坑口から選炭場又は積込場迄の運搬を行ふ者を坑外棹取と云ふ。

11 「梓入工程は作業箇所之難易、梓の合背、及杭木の大きさによる。例へば支柱夫二人にて三方梓を入れるに寸法幅十尺高七尺につき一日四梓を完成す。梓は幅廣きよりも丈高き方作業困難なり。即ち前例の幅を十二尺に増すも其工程二割を減するに、過ぎざるに、高さ十尺に増せば梓數三に、十二尺に増せば梓數二に減す」。永積、前掲。

12 仕事が危険な代り、採炭夫より樂で、朝は繰込が遅く、又仕事の切り上げも大抵採炭夫より一時間位早いにもかゝらず賃金は採炭夫と同額の見當になる。随つて炭坑では仕繰費用節約の爲、なるべく不用の坑道を保存せぬやうに努める、

13 出炭一トンに對する仕繰出費の割合。

| 炭坑 | 工費 | 材料費 | 合計 |
|----|-------|-------|-------|
| A | 〇・四二二 | 〇・四一七 | 〇・八二九 |
| B | 〇・四二八 | 〇・五二五 | 〇・九五三 |
| C | 〇・五五〇 | 〇・四六〇 | 一・〇一〇 |
| D | 〇・三四七 | 〇・〇八七 | 〇・四三四 |

(永積、前掲。)

14 棹取夫は安全燈を片手に空箱に乗つて恐ろしいスピードで坑内を乗り廻す坑内の勇者だが、それだけ、生命がけ

の仕事であつて、脱線、轉覆、卷込み、ピン切れ等の危険が多い。

(六) 選炭夫 坑外に捲き揚げられ、選炭場へ運ばれた石炭は選炭機によつて大塊、中塊及び粉炭に篩分けられるが、こゝで更に選炭夫は大塊(二吋乃至三吋以上)から手選帶の上でボタ(薄茶褐色の硬石)をとりわけ、又中塊と粉炭とを水洗にする。選炭に従事する者は大體十四、五から二十四、五の坑女である。⁽¹⁵⁾₍₁₆₎

(七) 運轉夫及び火夫 定置運搬機械を『捲』と云ひ(コース捲、エンドレス捲、等)これらの運轉に従事する者を捲方と云ふ。

ポンプの運轉に従事する者をポンプ方と云ふ。

その他、切羽輸送機、さく岩機、截炭機、扇風機等の重要な機械の運轉に従事する熟練鑛夫を機械夫と呼ぶ。又汽罐には火夫が従事し、發電所には優秀な運轉夫が作業に當る。

(八) 工作夫 修理工場で炭車、ポンプをはじめその他採掘、運搬及び選炭に使用する諸機械の修理に従事する者の總稱が工作夫である。修理工場は鑄物、木工、鍛冶、仕上等に分れ、したがつて工作夫は鑄物工、木工、鍛冶工、仕上工等に細別される。

電氣を動力とする處では電氣工作物の修理に従事する者を特に電工として區別する。

(九) その他の雜夫 坑内には車道夫(車道大工)や通氣夫(通氣大工)があり、坑外には安全燈掃除夫、積込夫、雜夫等がある。特に選炭場に於て働く男子の日傭を坑外日役と云ふ。これは危險が無いから老人も混つて居る。

右の如き多種類の鑛夫を大別して坑内夫と坑外夫とする。云ふ迄もなく坑内夫の方が遙かに多數であるが兩者の割合は、炭坑の事情によつても、したがつて又國によつても異なる。永積教授作成の表によれば、次の如くであつて、最も多いのは三・五に對する一、最も少ないのは二・五に對する一になる。これを諸外國の例に比較すれば、日本に於ける坑外夫の割合が甚だ多い。⁽¹⁷⁾

坑内外稼働者比較表

| 炭 坑 | | 坑 内 | | 坑 外 | | 比 例 | |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| A | B | C | D | A | B | C | D |
| 五五、六三三 | 三三、三二九 | 二五、二三〇 | 四三、七一 | 一六、二一八 | 一〇、七四二 | 七、一〇六 | 一九、二四六 |
| 三・四對一 | 三・一對一 | 三・五對一 | 二・二對一 | | | | |

| G | F | E |
|---|---|--------|
| | | 一三、四八二 |
| | | 一、八七二 |
| | | 一、八六二 |
| | | 六、九一〇 |
| | | 五五三 |
| | | 七五五 |
| | | 二〇對一 |
| | | 三・四對一 |
| | | 二・五對一 |

15 「朝、六時出勤、六時二十五分機械の運轉開始、彼女等の手は金板(手選帶の鍍板金―菊池)の上を流れくる石炭

に支配される。これより十二時迄は、上に荷箱の箱切れか、下に機械の故障の無き限り、ブツ通しに働かればならぬ。彼女等は寤ても荷箱切れと機械の故障の夢ばかり見る。この長時間を忘却せんとして彼女等は夏豆や南京豆をかむ。そしてつれに歌を唄ふ。かくして十一時間の長い労働をする坑女の賃金は掛値ないところ金六十錢也从九十錢を標準とする。坑外の時間稼業は晝はともかく、夜間は實につらい。もし選炭坑女の苦情を訴へるなら先づ第一に夜業中に一時間位眠らして貰ひたいものである。夜中に一時選炭機が止まるを、彼女たちは待つて居たとばかり思ひ／＼に一時逃れに横になる」。松永神男、『炭礦生活想出話』(『文藝春秋』昭和五年十一月號所載)。

16 鑛夫勞役扶助規則、第五條及び第七條に於て、保護鑛夫中特に選炭作業に従事する者に就て、時間延長又は深夜業の特例を認むる立法趣旨に就ては、木村清司、前掲論文、『法學協會雜誌』第四六卷(第十號)一八四―一八四四頁參照。

17 永積、『炭坑に於ける機械使用に關する二、三の問題』、『日本鑛業會議』、昭和二年六月五三七頁。

又、大正十二年の調査によれば、坑内、外夫の比は次の如くである。

地 名 坑内夫對坑外夫の比

福 岡 縣 二・八 對 一

長 崎 縣 二・四 對 一

北 海 道 二・〇 對 一

イ ギ リ ス 三・九 對 一

北 米 合 衆 國 五・〇 對 一

(永積、前掲、講義案に據る。)

鑛夫は、その雇入れの方法が異なるによつて、直轄鑛夫と納屋鑛夫との二種類に分たれる。

(一) 直轄鑛夫 鑛山に於て直接雇入れた者を直轄鑛夫と稱し、雇入れには履歴書及び戸簿謄本を提出させ、體格検査を行ふ。人物や技倆の考査を行ふ處もある。

(二) 納屋鑛夫 鑛山と鑛夫の中間に介在する納屋頭が、鑛山に對し鑛夫供給又は事業の請負をなして募集し

た鑛夫である。北海道では納屋を飯場と云ひ、したがつて飯場頭、飯場鑛夫と稱する。九州でも納屋頭と云ふ用語を廢して世話方と稱する處がある。納屋鑛夫の一種で、特に鑛山に於ける事業請負者が其工事施行の爲めに雇入れた者を請負鑛夫と呼ぶ。請負鑛夫の雇入れには直轄鑛夫の場合と同様の採用規定を適用することがある。

しかしながら社會立法の發達により、労働者募集の取締が行なはれ、職業紹介制の公營化が確立するに連れ、又鑛山労働の工業化が進展して封建的雇傭關係の物質的基礎を消滅せしめるに供なつて、納屋制度は次第に勢力を喪失して居る。

鑛夫は工業労働者最低年齢法に於てその就業年齢を「十四歳未満ノ者ハ工業（鑛業ヲ含ム）ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ十二歳以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルモノニ付テハ此ノ限ニアラス」（第二條第一項）と制限されて居るが、更に鑛夫勞役扶助規則は「十六歳未満ノ者及女子」に就て特に厚い保護規定を設けて居るので、これらの者を一般の成人男子の鑛夫と區別して保護鑛夫と稱する。而して、保護鑛夫に對する保護の程度を加へることは、企業家にとつて女子及び年少者の労働を歓迎した理由を失なはしめる結果となるから、必然にこれらの労働者を減少せしめる。しからば之に代るべきものを何處に求めるか。それは新たな成年労働力を購入することではなくして、減員のまゝで、各労働者の能率を高めることである。⁽¹⁸⁾更に、この労働強度化に抵抗の

少ない、かつ一般勞働者よりも賃金の安い勞働者、具體的には朝鮮人勞働者を歓迎することになる。⁽¹⁹⁾ 昭和五年九月一日から實施された鑛夫勞役扶助規則の改正規定は、たま／＼未曾有の恐慌時代と競合して、右の如き合理化の趨勢に拍車をかけたことを注意すべきであらう。⁽²⁰⁾

18 『鑛業勞働事情に關する調査』、參照。

19 鑛夫が元來移動多く、「渡り鑛夫」なる者の存在したこと、關聯して、移動の少ない朝鮮人勞働者を歓迎する風は既に數年以前から顯著となつて居た。

「鑛夫廢業或は解雇せば、これが補充の爲め新たに雇入れざるべからず、従つて募集に巨額の出費を要し、且つ新來の鑛夫は業務に慣るゝ迄稼働能率上らず、又坑内變災多きを免れず。此の點に關し鮮人鑛夫は内地鑛夫に比し遙かに優れりとせられ、漸次其使役數増加し現今九州、北海道の兩石炭地に働く鮮人一萬人以上に達せり」。永積、

『炭礦の鑛夫』より。なほ、これに關する注目すべき研究としては、大槻文平、『北海道に於ける朝鮮人鑛夫問題』
〔社會政策時報〕、昭和五年十月、十一月號)。

20 この間の消息を語るものとして、最近、相次いで福岡日日新聞に掲載された次の二つの投書が注意される。

その一、昭和六年三月九日。

犬と坑夫

「本欄ではよく犬について語られたのを見るが、私達炭坑の坑夫は或點で飼はれた犬よりも慘めに思はれます。ラーは幾通りかの人語を解すると重寶がられるけれども、私達坑夫は筋道の立つた人語を口から出したゞけで兎もするさ飯を取上げられます。つまりクビにしてはふり出されるのです。

◇ 鑛主側では『石炭は多く出す、こは入らん』と言ひながら、私達が坑口を一步入ると全く四人同様、爆發を避ける十五分が廿分かの時間に辯當をかき込ませ五時に入坑して五時半六時、遅い時は七時に坑口を出る位迄もそれ、そ十分間の休憩もせず、叱咤強制して働きつゞけさせるのです。

◇ 共同採炭で五箇六箇と科程をきめ、少し時間が早く片付けばすぐ科程を増し、賃銀を下げます。さうして『石炭が出すぎる』といふ理由で坑口の繰込場からお茶引きをさせたり、一般の休日をもくしたりします。やがて『人が餘る』といふのでクビ切りと來ます。

◇ 五日目毎位の休日迄體がつゞき難い程の酷使をうけながらクビを恐れて戦きつゞける私達坑夫の現状は、いゝ飼主をもつた犬よりずっと哀れなものです。おまけに私達内地人は『一體に朝鮮人より入坑率が悪い』と言ふ某々鑛業所一流の槌をさへ喰はされます。

◇ どんなに私達が壓へつけられて忍んで居るかといふ事は、先月の健康保險組合議員の選舉に見ても明かです。

坑務の側に屬したSなる候補者のためには、坑内現場係達が坑内でも坑外でも、無學の朝鮮人有權者杯を捉へて、Sに投票せれば金をやらぬとか自分の箇所に使はんとか嚇しつけ、投票の日は選舉場に充てた事務所の側で、朝鮮人社宅からの通路に坑内係員達が張込み、投票に來た者を一々點檢し嚇しつけてSに投票さす可く努めたのです。結果は勿論Sの得票が一番多かつたのであります。

◇その點檢の現場には他の候補者の關係者達が追つて其不都合な行爲を詰つてもそれを止めず、勞務係員も二入迄目撃しながら制しもせぬので、選舉が了はるとすぐ他の候補者關係の人達が不服の申立をしようとしたのを、勞務係の方で埒を明けるからと壓へてうやむやの中に不服申立の日限を經過させて終ひ、選舉確定して後、Sとその運動した坑内係員の一人とが落選となつた候補者の家に赴き、そこに列座した關係者十餘名の前で叩頭謝罪し、それでケリとなつた譯です。それでも多數の選舉有權者には『無理な審票して謝罪さすやうな候補者を信任せんぞ』など、中々言はせんのです。』

その二、全上、三月十五日。

坑夫の立場

「◇先日の『犬と坑夫』に同感です。私達の坑内係長は『坑夫を使ふときは牛馬と思つて使へ』といつてゐるさうですが、坑内で繰返の場合、私達の受くる言葉は牛馬に對してよりもまだ酷い。而も一口でも返事しやうものな

ら直にクビです。

◇少し石炭の出しやうが少いと翌朝多人數の中で大聲で怒鳴られる。『時間の事は云はずと出炭せよ』と現場は何時も云ふが、人車は一定の時間過ぎには一時間毎になる。役員は炭車で昇坑するが私達は一足違ひでも一時間待つてゐなければならぬ。時間が後れると翌日は、疲れて仕事が出来ない、仕事が少なければ『もう来るな』と現場は云ふ。疲れた體でもいくらか稼がなければ喰ふ事が出来ない。四日に一日の休み迄身體が保てぬ、本當に私達は牛馬に勝る惨めさです。

◇今少し人間らしく使っていた、く事は出来ませんでしたか。

二 坑内労働状態

鑛夫労働を他の労働より區別する特色は云ふ迄もなくその坑内労働である。炭鑛の坑内作業は年中天候の爲に妨げらるゝことなく、其温度四季殆んど變らないから一面から見れば絶えず平均に労働出来る好條件を備えて居る。しかし坑内は常に目光から隔離され、空氣は濁つて居り、炭塵や瓦斯を混じて甚だ不衛生な状態にあるばかりでなく、燈火の下に危険な作業に従事するから極めて不安である。⁽¹⁾又、坑内労働は常に夜間労働と同様であるから、晝夜を通じて採炭させる場合が多い。したがつて、夜間的労働の性質上一般に疲労は多いのであるが、特

に深夜番に當る鑛夫は疲勞の程度も激しく、かつ晝間の休養を妨げられ勝ちで睡眠不足等により充分なる精力の恢復を得られない⁽²⁾。その結果は直ちに入坑歩合(鑛夫の出勤率を示す稼働歩合)を特に採炭夫及び仕繰夫に對して入坑歩合と云ふ⁽³⁾に影響し、災害率を増し、結局は死亡年齢を低くすることになる。

1 「坑内作業は暗黒陰靜の裡、不斷の脅威を覺える場所に於て行なはれ、智力、經驗に加ふるに勇氣と忍耐を要するので、坑夫は鈍重なる氣分を有し、沈鬱に傾くを見る」。吉村、六〇頁。cf. Bahmann, pp. 21.

2 「坑内勞働の鑛夫の體重に及ぼす影響を調査するため、大正十三年二月社會局に於て(笹村技師擔當)、八幡製鐵所二瀨炭礦の中央坑に就業する坑内夫千五百三十二名に付き二交代期間即ち二週間に亘りその體重の變化を調査したるが、其の要旨を摘録すれば、……一就業期間即ち一交代日より次の交代日に至る間に於ける體重増減の形を大略次の三種に區別することを得。

第一種型 日々體重増加するもの

第二種型 日々體重減少するもの

第三種型 體重の増減殆どなきもの

而して本調査によつて得たる各個人的の體重消長を右三種型の何れかに屬するものとし、之が分類を試みるに、(1) 採炭男鑛夫の一番方及二番方三八〇人の晝間作業期就業者の結果(表を省略——菊池)、夜間作業期の就

業者の結果(表を省略——菊池)、(によれば)晝間及夜間作業期共に何れも第二種型即ち日々體重の減少を來すべきもの最多數にして晝間期に於て六四・五%、夜間期六七・四%に達す。即ち幾分夜間作業期に體重減少者の多數なるを見る。之等の鑛夫に就き一就業期(一週間)中に於ける實際の體重増減量各一人一日當りの平均量を算出するに左の如し。

| | 増加量 (グラム) | 減少量 (グラム) |
|-------|-----------|-----------|
| 晝間作業期 | 三二〇 | 三五〇 |
| 夜間作業期 | 二四〇 | 三七〇 |

即ち夜間作業期にありては晝間作業期に比し體重減少量は多く、之を反對に増加量僅少なり。且増加量に對する減少量の超過量は遙かに夜間期に於て大なるを見る。

(2) 同一の觀察を女鑛夫の代表的作業たる後山作業に就て見るに、(表を省略——菊池)第二種型の體重減少するもの最多にして、一人當り増減量左の如し。(男女の比較に於て示す——菊池)

| | 増加量 (グラム) | 減少量 (グラム) | 差(△減) |
|-------|-----------|-----------|-------|
| 晝間作業期 | 男 | 四〇〇 | △ 三〇 |
| | 女 | 二四〇 | △ 四〇 |

| 夜間作業期 | } | |
|-------|-------|-------|
| | 女 | 男 |
| | 二一〇 | 三二〇 |
| | 三七〇 | 四三〇 |
| | △ 一六〇 | △ 一一〇 |

即ち晝間作業期にありては増加量に對する減少量の超過は男三〇グラム、女四〇グラムなりしも、夜間期にありては何れも増加して男一一〇グラム、女一六〇グラムに達す。之に依るも女子の坑内作業特に夜間坑内作業の非生理的且非衛生的なるを窺ふことを得べし。『鑛業勞働事情に關する調査』より拔萃。

3

「稼働歩合は、在籍鑛夫數と出働鑛夫數との比率を以てす。この場合在籍鑛夫は一時休業者例へば重傷者、病人、兵役、勤務演習應召者、妊産婦等を除きたる數によるを正しきものとすし、又一ヶ月或は一ヶ年に就て云へば採炭休業日を除き計算せざるべからず。或常一番の山に一ヶ年の計算に於て鑛夫在籍累計 八一、八二六人に對し出働人員累計六五、〇一五人のものあり。稼働歩合七五%に當る。又一、二番交替の山に在籍累計一三七、〇七九人に對し、一番方累計五三、二二二人即ち三五・八%、二番方累計四〇、七〇五人即ち二九・八%、一、二番合計九三、九一七人、六八・五%なるものあり。

(1) 働稼歩合は月によりて多少の相違あり。左表は九州の某山一ヶ年の成績にして、四月最も少きは季節の影響に因るものなり。

| 月 | 步 | 合 | 月 | 步 | 合 | 月 | 步 | 合 |
|-----|---|-------|-----|---|-------|------|---|-------|
| 一 月 | | ○・六四四 | 五 月 | | ○・六一七 | 九 月 | | ○・六四九 |
| 二 月 | | ○・六四二 | 六 月 | | ○・六一七 | 十 月 | | ○・六七二 |
| 三 月 | | ○・六四七 | 七 月 | | ○・六七五 | 十一 月 | | ○・六八二 |
| 四 月 | | ○・五九三 | 八 月 | | ○・六一一 | 十二 月 | | ○・六八〇 |

(2) 概して北海道は九州に比し此歩合高し。左表は北海道炭礦汽船會社所屬八炭山の歩合平均なるが、一番制を行ふことも其然らしめたる理由の一なるべし。

| 月 | 步 | 合 | 月 | 步 | 合 | 月 | 步 | 合 |
|-----|---|-------|-----|---|-------|------|---|-------|
| 一 月 | | ○・八三三 | 五 月 | | ○・八〇〇 | 九 月 | | ○・八二二 |
| 二 月 | | ○・八一 | 六 月 | | ○・八一 | 十 月 | | ○・八四 |
| 三 月 | | ○・八〇 | 七 月 | | ○・八二 | 十一 月 | | ○・八五 |
| 四 月 | | ○・八〇 | 八 月 | | ○・八三 | 十二 月 | | ○・八五 |

(3) 左表は九州に於ける最も優良なる一炭山一ヶ月の成績を示せるものなり。概して女子は男子に比し其稼働の歩合劣る。

| 歩 合 % | 職 別 | |
|-------------|----------|-----|
| | 八二 | 男 |
| 七二 | 女 | 採炭夫 |
| 九〇 | 男 | 掘進夫 |
| 七二 | 女 | 掘進夫 |
| 七九 | 男 | 支柱夫 |
| 七〇 | 女 | 支柱夫 |
| 七八 | 男 | 仕繰夫 |
| 七〇 | 女 | 仕繰夫 |
| 九五 | 棹 | |
| 八七 | 坑内 大工 | |
| 八五 | 男 | 選炭夫 |
| 八〇 | 女 | 選炭夫 |
| 一〇〇 | 夫轉運 | |
| 九五 | 夫作工 | |
| 九五 | 坑内 雑夫 | |
| 九〇 | 坑外 雑夫 | |

(永積、『炭礦の鑛夫』より)。

坑内労働に従事する、いはゆる坑夫(典型的鑛山労働者)の労働状態は次の實話によつてよくうかゞひ得られる。(但し、文中の括弧内の言葉及び傍点は菊池の註)。

「冬季は四時半の薄暗い空中に、ボウ／＼と胸驚かすやうな繰込時間(坑夫が其受持の作業場に就役させられることを坑夫繰込と云ふ)の汽笛が鳴渡れば坑夫納屋は一時にざわめき立つ。……

朝の繰込室(坑口に在る)はにぎやかで、此處にて、坑内受持小頭より繰込傳票と札(切羽を示す炭札)とを貰つて、われら坑夫は安全燈を受けて、これよりいよ／＼坑内に下る。……

これが採炭夫の繰込で、それより一時間を経て仕繰夫、坑内日役の繰り込がある。……

如何に雪の降る日も、霜の朝でも、炭坑々夫は素肌の色さめた小倉服の上着一枚位で、天竺木綿の白兵兒

にわらぢばき、伊達にキリ、とメめた鉢巻も格恰よく、鶴嘴を肩に、……口を挿へて炭礦特有の唄も愉快に……カーボン五燭の薄暗い四十五傾度の人道(炭坑によつては人道の無い處もある)を一步／＼と三千尺の地下に下るのです。(堅坑の山では「ケージ」により昇降し、斜坑でも距離の遠い場合は斜坑人車で繰り込まれる。繰り込まれた坑夫は坑内事務所——書寫部屋と云ふ——に至つて現場係員の指揮により各自受持の作業場所に配置される)。

「炭礦に依つて違ふが、私の居た炭礦は一、二番に分れて居た。(一交替の間を「方」と云ひ、二交替の場合は晝を一番方、夜を二番方と呼び、三交替制ならば三番方迄ある。また晝間作業のみの場合常一番と云ふ)。午後の五時より下るのを二番方と云ふのです。夏の日のか／＼照る日など、二番方にでも下るものなら、坑口より二、三十間位は、安全燈があつてもテンデ足許が見えないのです……。背後に太陽の光を浴びながら、この暗い坑道を辿つて一步／＼下り行く己が身を反省して、空恐ろしくなることもたび／＼あります。(坑夫は極めて迷信深く、種々な縁起をかついで作業に着かないことが多い)。坑内はいたつて暖かです。故にわれら坑夫は稼業中は大抵裸一貫ですが、中には當るものも當てずに働く人の有る事は事實です。

「切羽(採炭箇所)に着けば大抵一服します。坑内に於ての喫煙は火番(坑内に於て安全燈に点火する所)以外に

ては禁止の嚴命があります。なぜなればガス爆發の惧れがあるからです。しかし火番の遠い切羽の採炭夫は極内證で一服します。かくして裸一貫となつたわれら坑夫は、愈々本舞臺に入る。先山が石を掘れば、後山は箱に積込む。

先づ午前中に、この暗い切羽に人の訪れるのは、マイト方(炭坑によつては小頭が代役する)位なもので、このマイト方は二十四、五臺から三十四、五臺の男が最も多く、商業學校二年卒業とか、中學半途退學位の學力で、理想は高いが實力の無い彼等は坑夫はしたくなく、と云つて外に食ふすべをしらず、やむなくこのマイト方になるらしい。このマイト方によつて裝填されたダイナマイトの爆發の音響こそは、口筆にては現はし難く、その後より流れくる火藥臭ひ煙りも、これ又忘れ難い炭坑印象の一つです。やがて十二時前後に、われら坑夫も人間並に辨當を食べます。坑内はこの外鼠が多く、時にはわれらの辨當をお先に失敬する不屈な鼠も居るのです。午後を訪づれるのは、朝の繰込の時の小頭先生で、烏打帽に鼻下にコールマン形のヒゲをはやし、黒の作業服に半ズボン、地下足袋はきといふ格恰で、礦山特有の金槌見たいなステッキを突いて「今日は誰某、出炭函數は何本だ！マイト使用數は何本だ！」とやつて来る。こゝに於て朝の繰込傳票に今日の出炭函數とマイト使用數を書入れて持つて往きます。(炭坑によつては採炭賃からマイト代を差引く)。かくして掘つ

ては積出すこと數回、やがて午後の四時半頃一日の勞働の終局となる……

「仕事も終へて疲れた體を引きずつて、三千尺の地上を直指して重い足取りを運ぶ時にはわれらのトタンの水筒は空になつてガラ／＼と鳴り、身體全體がまつ黒で……くた／＼の身體を引ずつて、一步／＼上る事三十分にして坑外を見るのですが、下る時に引かへ、上る時の苦痛は實に諸君の想像に合しない處がある。故に年若い坑夫なんか、蒸汽機關の力に依つて捲揚げる荷箱に乗つて上るのですが、この捲揚荷箱は危險で、ピンが切れたり（箱と箱とを連結した鎖の切れること）、スラセに巻き込まれたりして（炭箱捲卸坑道のカーヴにとりつけてあるレールの箱スラセのこと）、度々死傷者があります。故に會社側はこの箱に飛び乗り、飛び降りるを嚴禁し、時によつては箱乗りは見つけ次第首にすることさへあるのです。漸くにして坑外に出づれば、午後の太陽は常に變りなく、大自然の姿にも何の變化もないのです。この變り無き自然を見て、われら坑夫は眞黒な顔をして如何に喜ぶことぞ！そしてわれらの指して行くは共同風呂です。泥水のように濁つた共同風呂で汚れと彼れを洗ひ落し、蚤と南京虫の居住する坑夫納屋にて煎餅蒲團に巻かれ、一夜の安眠？を此處に求めるものです。」

4 松永、前掲『想出話』より抜書き。

Goodrich, "The Miner's Freedom" の第二章には北アメリカ合衆國の炭鑛夫勞働狀態を多くの調査報告や資料によつて描寫して居る。又、周知の如くエンゲルス『英國に於ける勞働狀態』、マルクス『資本論』第一卷に十九世

紀中葉のイギリス炭鑛夫勞働狀態を、工場監督官、衛生監督官の報告書によつて描寫して居る。

勞働條件の各々に關しては、後に詳細に觸れるのであるが、こゝにその前提として、基本的條件たる勞働時間の計算及び賃金の算定に就き概説する。

(一) 坑内勞働時間の計算、坑内勞働時間は鑛夫の實勞働時間によつて計算することは出来ない。鑛夫は坑内に散在して、極めて粗いながらも一種の熟練勞働に従事する幾分請負的勞働を行ふ者であり、監督は一日に漸やく一度の臨檢をなし得る程度の無統制狀態に置かれて居るからである。⁽⁶⁾ 又、「殊に坑内作業に在りては場所に依つて著しく作業の難易を異にして居る。盤の良否大小、挾雜物の多寡、溫度の差異等の作業場所自體の自然的條件は千差萬別のみならず、作業場所の坑口よりの遠近等により勞働條件は著しく異にして居る。……坑口より作業場所迄の距離の遠近の差は自然的條件の一にして當該事業が全體として危險を負擔すべきものにして個々の勞働者に之が危險を負擔せしむべきでない」。⁽⁷⁾ 更に坑内勞働時間制限の最大の根據たる衛生の立場災害危險の見地

よりすれば坑内の往復時間は作業場所に於ける實労働時間と何等自然的條件に於て異ならないのである。したがつて、坑内労働時間問題は、賃金算定の基礎としても、鑛業警察の對象としても、一般に坑口に於ける出入時刻を基礎として長短を論ぜられる。すなはち「坑内ニ就業スル鑛夫ニ付テハ坑口ニ入りタル時ヨリ坑口ヲ出デタル時迄ノ時間ヲ其ノ就業時間ト看做ス。」(鑛夫勞役扶助規則、第七條ノ二、第一項)。この場合坑口に就て、「鑛業權者坑口ニ近キ坑内ノ鑛夫點檢場所ニ關シ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ(中略)其ノ場所ヲ坑口ト看做ス」(同上、第三項)ことが出来る。⁽⁴⁾又、「鑛業權者ハ坑外ニ於テ就業スル鑛夫ニ付始業及終業ノ時刻並休憩及休日ニ關スル事項ヲ定メ」ねばならぬが(同第三十五條第一項)、「坑内ニ於テ就業スル鑛夫ニ付テハ入坑ノ時刻及出坑ノ時刻並休日ニ關スル事項ヲ定メ見易キ場所ニ揭示スベシ」(同上、第二項)と命じられて居る。故に坑口計算の原則に於ては、就業時間中に坑口より作業場迄の往復時間を算入すると共に、休憩時間に關して何等限定する處なきものである。

さらに、「石炭坑に於ては非常に多數の鑛夫が堅坑より出入する關係上労働時間の計算は個々の労働者に就いて算定せずに團體的に之を計算することが行なはれる」。⁽⁵⁾かゝる場合を考慮して「鑛業權者一團トシテ入坑及出坑スル鑛夫ニ關シ其ノ入坑開始ヨリ入坑終了迄ノ時間ニ付鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ(中略)入坑終了

ヨリ出坑終了迄ノ時間ヲ其ノ團ニ屬スル鑛夫ノ就業時間ト看做ス(同、第七條ノ二、第二項)と明定された。したがつて右の衆團鑛夫に付ては、鑛業権者は入坑の開始及終了の時刻及び出坑の開始終了の時刻を掲示せねばならぬ(同、第三十五條、第三項)。

なほ、「鑛業権者ハ所定ノ入坑時刻又ハ入坑開始時刻ニ入坑シタル者及所定ノ出坑時刻又ハ出坑終了時刻後ニ出坑シタ者ニ付」一定の様式による記録を作成して「事由ノ發生シタル日ヨリ三年以上」保存せねばならぬ(同上、第四項、第五項)。

(二) 坑内勞働賃金の算定 坑内勞働に就いては監督行き届かず實勞働時間を明瞭にし得ない關係上概して出來高による賃金算定方法が採られる。⁽¹¹⁾これを請負と稱する。しかし又作業の種類によつては時間を標準として定めるものもあり、日給、日役、又は日拂と呼ばれる。北海道ではこれを出面と至ひ、常日役を常出面と稱する。一般に採炭夫及び掘進夫は請負で、支柱夫、仕繰夫は請負又は日役、その他は多く日役である。請負給に於ては、能率増進の爲めに作業歩増が行なはれる。すなはち鑛夫一日一人前の工程以上の仕事に對して歩増を支給するのである。⁽¹¹⁾しかしながら出來高は自然的條件に左右されること多く、切羽の位置状態によつて著しく異なるからこれを考慮に入れねばならぬ。それで繰込に際し作業場所を抽籤を以て決定し、或は作業場所の距離によつて割増

を附したりするが、依然として不公平たるを免かれない。殊に又出炭量を標準とする限り、企業家の計算上炭價の高低とあまりにも直接に比較され、したがつて賃金に對する轉嫁が激しい結果となる。⁽¹²⁾⁽¹³⁾坑内労働時間制に於て坑口計算が採用され、その最長限の制限を行なふことは、當然に賃金を時間拂たらしむべきことを意味し、又他面時間拂賃金を可能ならしめる爲には賃労働時間の標準化、すなはち坑内作業の合理化が必然の過程である。

5 各國に於ける炭礦労働時間の規則に關する表。(I. L. O. Report III, "Hours of Work in Coal-Mines")

1930, pp. 85—87.)

第一表 炭礦坑内労働者の労働時間に關する規制の分類。

| 法 規 | アメリカ洲 | アジア洲 | ヨーロッパ洲 | オセアニア洲 |
|----------------|---------------------------------|----------------|--------------------------------|---|
| 炭礦に關する特別法によるもの | カナダのアリチン ニコロンビア及び ノヴァスコチア | | 大ブリテン アイルランド | オーストラリアのザ イクトリア、 西オーストラリア、 ニュージールランド |
| 一般的鑛業法規によるもの | カナダの アルベルタ | 支那 印度 日本 | オーストリア フランス オランダ スペイン | オーストラリアのタ スマニア |

＊ 實際には、團體協約によつて下降及び上昇の兩時間を労働時間中に算入せしめて居る。

＊米 一九二〇年十月十三日の團體協約は、作業場所に於ける八時間労働制を締結した。

＊米 法規は「坑内ノ實労働時間」に關して規定して居る。

＊米 法規は「坑底ニ於ケル」作業に關して規定して居る。それ故交替時間は前後共に捲上時間を含む個人交替時

となる。

6 cf. Goodrich, p. 41.

7 木村、前掲論文、通卷一七九八頁。

8 「坑内労働に就て坑口を以て計算する所以は……一は坑内の狀況が災害及衛生上有害にして心身を勞すること、他には自然的労働條件の危険負擔を各個の労働者に負擔せしむることを避け、之を事業全體として負擔せしむることに在る。それ故に坑内の鑛夫點檢場所を以て坑口に代ふる就業時間の計算の起算點とするに就ての許可には坑口計算の趣旨を没却せざる様に爲すことを要する。即ち許可すべき鑛夫點檢場所は次の二條件を具備することを要する。

(1) 坑口より點檢場所迄の間は空氣溫度、濕度、鑛物運搬車道と人道との區分の有無、その他の條件が歩道として良好にして坑外と大差なきこと。

(2) 坑内に稼働する各勞働者の受持つ作業場所の坑口よりの遠近の距離に就て此の危險負擔を勞働者に負擔せしめざるの趣旨からして、坑内の各作業場所よりは、坑口と同様な關係に在る地點たること。この意味に於て點檢場所(各作業場(切羽又は業場))に接近して設けらるべきでなく主要坑道に設けらるべきである。

同一坑内に於て二以上の點檢場所を許可すべきものなりや頗る疑問であるが、之を許可すべき場合は稼働地域の獨立性に求めねばならぬ。……整坑、横坑等に於て途中停留場を設け、稼働地域毎に鑛夫を運搬するとき其の鑛夫の下車する場所毎に點檢場所を設けることは許可すべきである。其他の場合は點檢場所に至る歩行の難易及び稼働地域の獨立性の兩者を檢察の上許可すべきである」。木村、前掲通卷一八一五—一八一六頁。

9 木村、前掲、通卷、一八〇頁。

10 “—But cars obviously mean money—‘I need nine a day’, said one loader, ‘one for me, one for the old woman, one for each of the kids,—and just as the greeting, ‘Good Morning’, fitted the economic life of our farming ancestors, and as ‘Low Prices’ has been suggested as its proper equivalent for modern housewives on their way to market, so the question, ‘How are the cars running?’ has become a frequent and significant how-goes-it in the mines.” (Goodrich, p. 34.)

11 請負單價は採炭夫は採炭一トン、又は一車に對し開き、夫は掘進一間の跡間賃を以て定められる。

わが國炭鑛夫の平均出炭量、及び賃金稜高とヨーロッパのそれとの比較に就ては cf. "International Labour Review," Vol. XXI, No. 1, pp. 95—97.

12 福岡日日新聞、昭和六年三月十二日記事。

石炭界の不振と稼働者の負擔

「既報の如く石炭聯合會は五、六月以降三割未曾有の大送炭制限を實施する決意を有し各地鑛業會所屬坑主中に多少の異論はあるとも結局大勢上右大限送斷行は免かれぬものと見られるに至つたが、石炭事業の性質上事業縮少の負擔は殆んど凡てを坑山稼働者の頭上に轉嫁されるのを常として居るので右大限送の實施は昨年來の坑夫大整理に加へ更に一割内外の坑山失業増加を來すものと推定され炭業中心地を擁する九州地方として重大なる社會的影響を免れぬものと見られる即ち昨年一ヶ年中に於ける石炭坑夫總數は年初の十七萬二千八百餘人に對し十二月に於て十三萬二百餘人と一ヶ年間に三萬六千六百餘人(二割一分強)の激減を示し更に今年に入つても別項の如く一月中の坑夫數減少は二千四百人に達して居る。此内女工夫約二萬人の減少は昭和八年度より實施される女子坑内労働禁止條項に對する準備を見得るのであるが兎に角昨年度に於ける此の大量解雇によつて所謂不良分子老朽者等の淘汰は略一巡したものと見得る。而も今年度に於て實施さるべき一割の限炭擴大は昨年比例から推して更に一割約一萬二三千人の新失業者を生ずるものと推定せられる以上此の新失業者は前述の事情から事業經營

上より見れば結局優良分子の放逐となり實質的に事業の伸張を困難ならしむべく、社會的に見るも農村疲弊の實狀に照らし其の影響は輕視する事を許さぬ筈である。尙近年の炭界不況を鑛夫賃銀收入の點より見れば次の如く

(總坑夫平均)

| | 平均月收 | 月出炭 | 平均月收 | 月出炭 |
|------|-------|------|-------|-------|
| 四年一月 | 三三、〇二 | 一、七一 | 三〇、六二 | 一〇、六六 |
| 三月 | 三三、九三 | 一、六八 | 三二、一五 | 一、八四 |
| 五月 | 三六、一七 | 一、八四 | 三二、一三 | 一、五三 |
| 七月 | 二九、九〇 | 一、六三 | 二九、三八 | 一〇、二七 |
| 九月 | 三一、九四 | 一、五三 | 三四、二三 | 一、五四 |
| 十一月 | 三三、〇九 | 一、二〇 | 三六、二六 | 一四、〇一 |
| 五年一月 | 三二、五二 | 一、二二 | 三一、三〇 | 一、八三 |
| 三月 | 三四、〇三 | 一、一三 | 三二、〇九 | 一、八四 |
| 五月 | 二三、九〇 | 一、二七 | 三一、七一 | 一、〇三 |

圓

噸

圓

噸

| | | | | | |
|-----|-------|-------|----|-------|-------|
| 七月 | 三一、五六 | 一一、七六 | 八月 | 二九、七六 | 一一、三五 |
| 九月 | 二八、九四 | 一一、一九 | 十月 | 三一、五六 | 一一、九〇 |
| 十一月 | 三〇、三〇 | 一一、九三 | | | |

備考、福岡鑛山監督局管内代表的炭山廿三に關する調査

即ち一人當り月出炭量は送炭制限勵行に伴ふ休日増加に拘らず坑夫稼働率の増進によつて大なる減少を示して居ないに拘らず、鑛夫月收高は減少の傾向を顯著にし石炭噸當り賃銀支拂額も從つて大體約一割内外の減少を推定し得る實狀で炭價不振の打撃は賃銀切下げによつても相當部分勞働者の負擔に歸した事實を知り得る。」

13 炭價激變の賃金への轉嫁が、一面に於て炭鑛夫の結成による組合獨占を促進せしめる源となるが、他面又未組織勞働者によつて組合を荒らされる原因ともなる。この點に關する北米合衆國の經驗に就ては、cf. Jarlin, "Coal

Industry," p. 559.

(未完)